

奈良県地域福祉計画

(案)

平成31年3月
奈良県

目次

第1章	奈良県地域福祉計画の策定にあたって	
Ⅰ.	計画の位置づけ	1
Ⅱ.	計画の期間	1
Ⅲ.	計画の構成	1
Ⅳ.	計画の基本的な考え方	2
第2章	奈良県地域福祉推進大綱	
Ⅰ.	基本理念	4
Ⅱ.	めざす地域の姿	
1.	社会的包摂と社会参加の機会の確保	5
2.	共生のコミュニティの構築	6
3.	福祉を支える人づくり	7
4.	県域セーフティーネットの充実	8
Ⅲ.	県域の地域福祉の推進	
1.	分野や人をつなぎ、地域力を強化します	9
2.	住民の機運醸成を図り、地域共生社会の地域づくりを進めます	9
3.	福祉における多様な担い手を育成・支援します	10
4.	県と県社会福祉協議会が核となり、市町村と連携して進めます推進します	10
5.	地域福祉を支える共通基盤を整備します	11
6.	地域における、包括的支援体制の構築をめざします	11
第3章	アクションプログラム	
Ⅰ.	施策の体系	12
Ⅱ.	施策の展開	
1.	「支え合い」活動の推進	
(1)	地域共生の仕組みづくり	14
2.	地域福祉の担い手づくり	
(1)	地域福祉を推進する人材の育成・組織づくり	20
(2)	福祉・介護人材の育成・確保・定着	26
3.	安心できる福祉基盤の整備	
(1)	地域の人々を支える支援体制の充実強化	30
(2)	福祉サービスの質の向上	42
(3)	市町村地域福祉計画の策定支援	44
資料編		46

第 1 章 奈良県域地域福祉計画の 策定にあたって

Ⅰ．奈良県地域福祉計画の位置づけ

- 本計画は、県域における地域福祉を推進するため、広域的な見地 から、市町村が行う地域福祉推進の取組を支援する「県の市町村支援計画」（社会福祉法第108条）であるとともに、県がコーディネート役となって、国の制度や地域福祉に関連する分野を市町村や地域につなぐとともに、自らも主体的に取り組む「県域の地域福祉計画」です。
- また、県、市町村、社協、民間団体等が、地域における課題認識を共有し、その課題解決に向け、県も現場において市町村等様々な主体と協働・連携して取り組む福祉分野の「奈良モデル」推進計画 です。

Ⅱ．計画の期間

- 本計画の実施期間は、2019年度から2022年度までの3年間とします。

Ⅲ．計画の構成

- 県域の地域福祉を推進するうえでの「県域地域福祉推進大綱」と施策を体系化させた「アクションプログラム」の2部構成とします。

IV. 計画の基本的な考え方

1. 地域が抱える課題

- 人口減少と高齢化が同時進行する中、本県においても高齢者のみの世帯や単身高齢者が増加し、これからも増え続けると見込まれています。また、晩婚・晩産化によるダブルケアといった複合的課題を抱え込んでいたり、障害のボーダー層やひきこもり等、既存の福祉制度が届きにくい「制度の狭間」の課題が増加しています。
- 地域でかつてはコミュニケーションの場となっていた商店街がシャッター通りと化し、住宅地では空き家やゴミ屋敷が増加を続けています。近隣の支え合い機能が脆弱化し、社会の中で孤立化する人や孤独死が深刻な地域課題になっています。
- 団塊の世代全員が後期高齢期を迎えると福祉介護人材が県内で約5000人不足すると想定されており、介護離職を生み出すリスク要因になっています。また、「制度の狭間」の解決に必要な、地域でのアウトリーチと地域づくりを担う人材が各地域で不足しています。

2. 「県域」の地域福祉計画の考え方

- 「県域」の地域福祉計画は、既存の社会保障や福祉制度では対応が困難な地域の生活課題に対し、国の制度の縦割の考え方を排し、関係機関が連携しながら住民主体の地域をつくりあげようとするものです。
- 住民が抱える地域の生活課題としては、福祉、介護、医療、就労などの幅広い分野に関する課題、地域社会からの孤立などの日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでのさまざまな課題があります。
- これらの課題に対し、市町村では住民や支援関係機関による相互の協力が円滑に行われ、解決に繋げるための支援が包括的に提供される体制の整備を行い、県では市町村の取組に対して、それぞれの地域の特性やニーズに合わせたコーディネートの役割を担います。

- 奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画、奈良県障害者計画、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン等の福祉に関する個別計画との整合を図りつつ、幅広い機関や団体と連携しながら地域福祉を推進します。

3. 県の基本的な役割

- 県は、既存の社会保障や制度のさらなる充実、制度の狭間の課題を解決するために、市町村や社協等、多様な主体と連携・協働し、「地域共生社会」の実現を目指します。
- 県は、「福祉の奈良モデル」の考え方にに基づき、多様な支援主体の横断的な協働体制を構築し、県域のセーフティネットの充実を図ります。

目標①：様々な人や分野をつなぎ、広域的なセーフティネットを構築する。
目標②：誰もが排除されることなく、あらゆる人が役割を持ち、社会への参加が確保される地域社会づくりを推進する。
目標③：住民の支え合い活動を推進するため、地縁型のコミュニティに加え、同じ悩みを持つ者、あるいは対象を絞ったテーマ型のコミュニティの構築を推進する。
目標④：住民の身近な圏域において、地域福祉が推進されるよう市町村域での地域福祉計画の策定支援を推進する。

- 県は、住民のくらしを包括的に支えるための地域福祉活動の担い手や、福祉現場を支える専門職の確保・定着等、福祉を支える人づくりを推進します。

目標①：制度の狭間の自らSOSを発信できない課題に対し、アウトリーチによる予防的アプローチを担えるCSWなどの地域の人材を育成する。
目標②：誰もが大切にされ、安心して暮らせるために、福祉現場を担う人材の働きやすい職場環境づくりを目指す。

4. 対象者

- 高齢者、障害のある人、子育て中の人、外国人等に加え、各福祉制度の狭間で支援が行き届かない人等を含め、地域で暮らしているすべての人を計画の対象とします。

第 2 章 奈良県域地域福祉推進大綱

1. 基本理念

すべての県民が、相互に人格と個性を尊重し合うとともに支え合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

- 暮らしを取り巻く課題が複雑かつ多様化し、近隣の相互扶助機能が低下する中、既存の制度・施策では対応しにくい困りごとを抱える人が地域で増加しています。
これらの人の中には、社会的に孤立し、SOSを出せないまま、問題が深刻化してから発見されることも少なくありません。
- 既存の福祉制度では、特定の対象者に、申請に基づいて均質の福祉サービスを一定の基準で提供してきましたが、生き辛さを抱えた人にアウトリーチによる支援を届けることが必要とされています。
- また、個人や世帯が抱える生活課題が多様化、複雑化する中、すべての人が、人としての尊厳と個性を尊重しあいながら、地域で孤立することなく安全で安心して暮らせる社会の実現が求められています。
- そこで本計画では、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の理念を踏まえ、すべての県民が、相互に人格と個性を尊重し合うとともに支え合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現を基本理念とします。

II. めざす地域の姿

1. 社会的包摂と社会参加の機会の確保

社会的排除や孤立を生まない社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）と、一人ひとりの社会参加の機会が確保される地域社会の実現を目指します。

- 既存の福祉の制度が届かず、制度の狭間で生きづらさを抱えている人の中には、自ら助けを求めなかったり、誰にも相談することなく、地域の中で孤立を深めている人が少なくありません。また、高齢や障害、生活困窮の人たちの中には、地域や社会活動への参加の機会が持てずにいる人もいます。
- 地域において、誰もが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、互いに個性や多様性を認め合いながら、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域づくりを目指します。

2. 共生のコミュニティの構築

住民が、生き辛さを抱えた人に寄り添い、幅広い視点で支え合い活動を実践する共生の地域コミュニティの構築を目指します。

- 人口減少が進行し、少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、地域をとりまく社会情勢は大きく変化しています。
また、既存の社会保障や福祉制度では十分に対応できない、「制度の狭間」の課題が増加しています。

- 県内各地域で、顔が見える自治会単位等の小地域における、住民同士がつながりと支え合いによるコミュニティの再生に加え、人と人とのつながりが多様化している中で、同じ悩みを共有したり、個別の生活課題に寄り添った共生のコミュニティを構築し、一人一人が大切にされ、地域で安心して生活ができる社会を目指します。

3. 福祉を支える人づくり

住民の暮らしを支える福祉活動の担い手や福祉現場を支える専門職等、福祉を支える人づくりを目指します。

- 地域で困っている人を支えるためには、住民同士の支え合いだけではなく、分野を問わず、地域で生じている”困りごと”を受けとめ、地域住民とともに地域の基盤づくりを担う専門職が欠かせません。住民の生活課題を丸ごと受けとめ、住民と一緒に解決を図る専門職の活動を支援します。
- また、急速な高齢化が進む中、福祉職場や福祉現場を支える専門人材の確保、定着は喫緊の課題です。ターゲットに応じた求職者の開拓、福祉・介護職場における求職者と求人双方のニーズに応じたきめの細かいマッチング、働きやすい福祉職場づくりの充実を図り、福祉人材の確保・定着を推進します。

4. 県域セーフティネットの充実

多様なインフォーマルサービスを担う地域住民とフォーマルサービスを担う専門職が協働できる地域づくりを目指し、セーフティネットの充実を図ります。

- 地域では自治会、老人クラブ、NPO、ボランティア等、様々な住民活動が暮らしの中のインフォーマルサービスの支え手となっています。
- 今、地域では、中高年のひきこもりやゴミ屋敷、ワーキングプア等、深刻な生活課題が様々な形で顕在化しています。このような中、地域に出向き、困りごとを抱えた人を支えるとともに、住民と協働して支え合う地域づくりを進めるコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターといった専門職の役割がますます重要になってきています。
- 県や市町村、社会福祉協議会などが担う制度に基づいたフォーマルサービスと小地域における様々な住民の支え合い活動が連携・協働し、ともに生きづらい人を支えていくセーフティネットの充実を目指します。

Ⅲ. 県域の地域福祉の推進

1. 分野や人をつなぎ、地域力を強化します

県はコーディネート役として、様々な分野をつなぎ、「地域生活課題」を多様な主体と共有し、地域力の強化を図ります。

- 県民の暮らしに関わる各分野の縦割りの福祉制度が相互に連携・協働を図られることにより、個人や世帯の抱える複合的な福祉課題に一体的に支援できる体制が求められています。県では、地域において分野横断の連携取組が進むよう、コーディネート役として様々な分野や人を市町村や関係機関につなぎ、「福祉の奈良モデル」に基づく地域福祉を推進します。
- 既存の社会保障や福祉制度では解決の難しい地域の生活課題に対し、深刻化する前に課題を受けとめることができるよう、地域における発見と見守りの機能を強化します。また、地域福祉を担う専門職が多様な主体と連携・協力しながら、地域力の強化を図ります。

2. 住民の機運醸成を図り、地域共生社会の仕組みづくりを進めます

地域福祉に取り組む住民の機運醸成を図り、住民の支え合いを基盤とした地域共生社会を構築します。

- 県及び市町村は連携し、県域及び市町村地域福祉計画等を通して、めざすべき地域の姿を広く住民に発信し、地域福祉のあり方について住民と共有し、住民の支え合いに向けた機運醸成を図ります。
- 社会福祉協議会は、住民に対し地域福祉への意識を高め、地域活動に必要な知識を持つ地域福祉の担い手と協働して、住民主体の地域づくりを進めます。

3. 福祉における多様な担い手を育成・支援します

住民に身近な圏域で、住民の福祉活動を支援する人材を育成・配置促進を図るとともに、福祉現場の担い手の育成・確保・定着支援を推進します。

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促し、生きづらさを抱える人や世帯への支援活動を支え、公的支援や制度福祉との連携を図る専門職（CSWや生活支援コーディネーター等）の育成、資質向上、配置促進を通して、住民に身近な圏域での支援体制の充実を図ります。
- また、団塊の世代全員が後期高齢期を迎える2025年に向けて福祉現場を支える福祉・介護人材の確保・定着は喫緊の課題であり、福祉・介護分野に関する普及啓発、情報発信、参入促進、人材育成、資質向上、労働環境改善等、将来を見据えた幅広い施策を進めていきます。

4. 県と県社会福祉協議会が核となり、市町村と連携して進めます

県と県社会福祉協議会が核となり、広域的、戦略的な施策を展開するとともに、市町村や市町村社協等への支援を推進します。

- 県は、市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の推進を支援するための基本方針に基づき、福祉サービスの適切な利用及び社会福祉事業の健全な発展のための基盤整備の充実が図られるよう積極的に支援します。
- 県域の地域福祉を推進するために、県と県社会福祉協議会が核となり、市町村や市町村社協が主体となって実施する取組をサポートするとともに、広域的な支援資源や専門的な支援資源を開拓して、生活支援ネットワークの充実を図ります。

5. 地域福祉を支える共通基盤を整備します

市町村や関係機関と連携しながら、社会保障や福祉制度の充実をはかり、制度の狭間の課題に取り組む住民の支え合い活動を支援します。

- 県は、地域住民、市町村、社会福祉協議会、関係機関や関係団体等と幅広く連携しながら、社会保障や福祉制度の充実を図ります。また、住民の暮らしにつながる福祉以外の他分野、他領域とも連携し、安心できる福祉基盤の充実をめざします。
- 制度の狭間の課題や社会的孤立や排除、複合的な地域生活課題の解決に向けて、地域の幅広い機関や団体等、支援者同士が協働・連携しながら、誰も排除されな地域づくり、住民主体の支え合い活動の普及を進めます。

6. 地域福祉における、包括的支援体制の構築をめざします

福祉に関する個別計画との整合を図り、多様化、複雑化する住民の複合課題に対する包括的支援体制の構築を目指します。

- 福祉のサービスが充実しても、個々のサービスがばらばらでは効果的な課題の解決につながりにくいことから、高齢、障害、児童などの各分野における個別計画と整合性を図り、支援課題を共有するなど、分野を横断した取組が図られるよう、計画的に推進していきます。
- 市町村において、様々な制度の専門分化された分野別、縦割りの支援を、住民の暮らしに即して「包括」「連携」し、住民の複合的な困りごとを受けとめ解決を支援し、必要に応じて支援関係機関に対し協力を求めることができる、全世代・全対象型の包括的な支援体制が構築されるよう支援してまいります。

第3章 アクションプログラム

1. 施策の体系

1. 「支え合い」活動の推進

少子高齢化が進展する中、核家族化や単身世帯の増加など家族形態の変化などにより、家族における支えあい機能が低下しています。また、地域のつながりが希薄化する中、既存の制度、施策では対応が難しい困りごとを抱える人が増加しています。

こうした中、生き辛さを抱える人を排除することなく、互いに認め合い、声を掛けあって支え合う地域をつくっていくことが大切です。

このような認識のもと、地域コミュニティの再生を図るため、住民同士による「支え合い」活動の推進を図ります。

2. 多様な福祉の担い手づくり

地域において日常的な生活支援が必要な人が増加するなか、地域における住民主体の支え合いを推進していくためには、その大きな原動力として、地域活動の推進役となるキーパーソンの活動が重要です。また、自ら支援の声をあげない人に、アウトリーチにより支援の手を差し伸べる専門的スキルを持ったコミュニティーソーシャルワークを行う人材の活用が重要となっています。

今後、さらなる高齢化の進展が見込まれることから、福祉・介護サービスの需要がますます大きくなることが予想され、人材の確保は引き続き喫緊の重要課題となっています。

こうした認識のもと、地域福祉をコーディネートする地域福祉の担い手及び福祉人材の確保と定着の推進を図ります。

3. 安心できる福祉基盤の整備

高齢者や障害のある人など日常生活に支援が必要な人が増え続けている中、支援が必要な状態で暮らす期間が長くなることを見込まれています。また、介護だけでなく、育児、障害、生活困窮等、個人や世帯の抱える生活課題が多様化、複雑化しています。

このような中、誰もが地域の中で適切な福祉サービスを選択して利用でき、安心して暮らし続けられるよう、支援が必要な人を支える体制の充実強化を図るとともに、利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上を図ることが必要です。

こうした認識のもと、地域において、誰もが暮らしやすく安心できるような福祉基盤の整備の推進を図ります。

【施策の体系図】



II. 施策の展開

1. 「支え合い」活動の推進

(1) 地域共生の仕組みづくり

① 住民主体の課題解決に向けた取組の支援

【現状と課題】

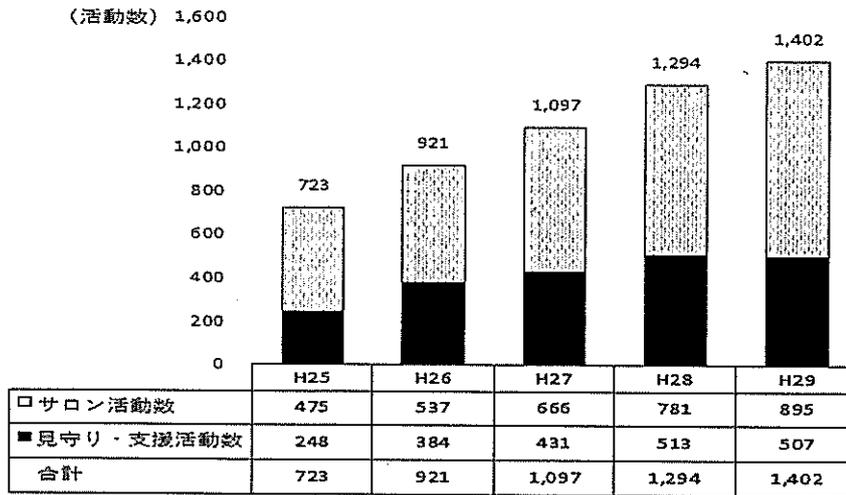
- ・人口減少や核家族化、単身世帯の増加など社会や家族構成の変化により、様々な分野の課題が絡み合い複雑化したり、複数分野の課題を抱えている方々が増加しています。
- ・また、地域のつながりの弱まりを背景として、「社会的孤立」や「制度の狭間」の課題も顕在化しています。
- ・これらの課題を解決していくためには、地域住民が主体的に課題を把握し、解決を試みる体制づくりを推進していく必要があり、サロン活動や見守り活動を始めとする、自治会や地域の住民による自主的な福祉活動（小地域福祉活動）が重要です。
- ・県内における小地域福祉活動の件数は増加傾向にあり、社会福祉協議会では様々な住民主体の現場支援を行っています。
- ・また、県においても地域住民等が相互に交流を図ることができる小さな拠点整備等のモデル事業を実施してきました。
- ・さらに、活動者の交流や県内各地の活動づくりの気運を高めることを目的として「なら小地域福祉活動サミット」を県社協と共催するとともに、行政等の公的機関が果たすべき役割や住民活動への支援について意見交換等を行う「奈良県域小地域福祉研究会」を開催しました。

【取組の方向性】

- ・地域生活課題を地域住民等が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域において環境や人に働きかけるCSWの配置促進に向けて、市町村や市町村社協が協働して取り組むよう県社協とともに支援します。
- ・これまでのサロン活動等の小地域福祉活動をさらに発展させ、地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、誰もが気軽に立ち寄り交流したり、住民と専門職が地域の課題について話し合う場として地域の集いの場（自治会館、集会所、隣保館等）を拠点とした活動の推進について支援を行います。
- ・また、様々な機会を通して地域住民の地域福祉活動の機運を醸成するとともに、これまでの地縁型コミュニティのみならず、同じ悩みを持つ者同士の集いの場といったテーマ型コミュニティの構築に向けた支援を行います。
- ・複雑、多様化する地域での課題の解決に向けて、地域住民と地域のボランティア・NPO等の支援関係機関が共に解決に向けて取り組む体制を構築し、地域全体の福祉力向上を目指します。

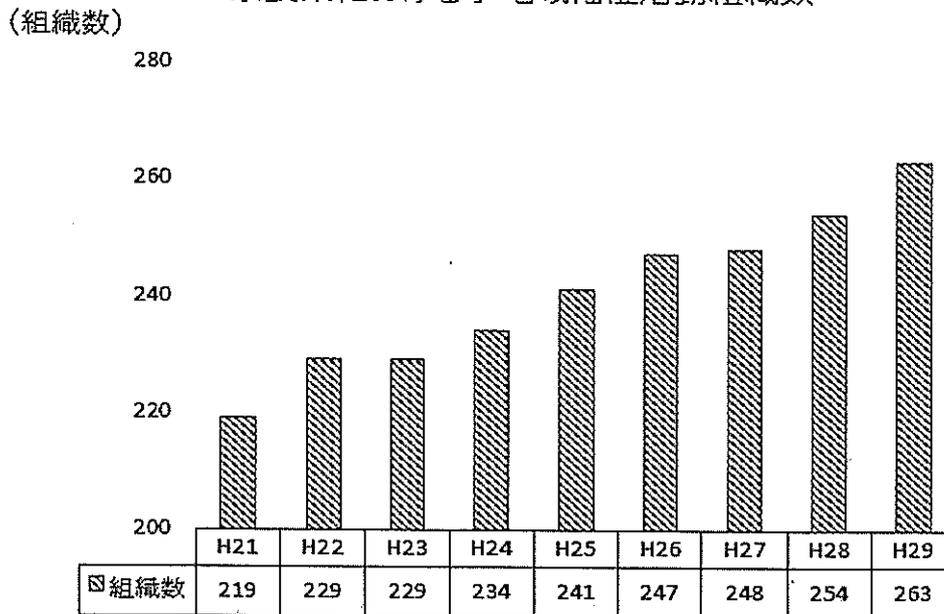
【参考データ】

奈良県の小地域活動数の推移



※H25は見守りのみ、H26～支援活動調査あり
出典：奈良県社会福祉協議会集計

奈良県における小地域福祉活動組織数



出典：奈良県社会福祉協議会集計

小地域福祉活動組織：地区社協、地域福祉推進委員会、小地域ネットワーク等の名称により地域の福祉課題を協議し、活動を進める組織

② 生活支援サービス等の充実

【現状と課題】

- ・地域包括ケアを推進するため、各市町村は、介護保険制度のひとつである地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）や生活支援体制整備事業等

により、生活支援サービスの充実に取り組むことが必要です。

- ・平成29年4月から、全ての市町村が総合事業に移行しましたが、多くの市町村では新たな生活支援サービスが十分に整備されているとは言えず、従来型のサービスが中心となっています。
- ・そこで県は、生活支援サービスの充実に向けて、様々なサービス開発・生活支援のネットワーク構築・ニーズとサービスのマッチング等を行う生活支援コーディネーターの養成や研修会の開催、「住民運営の通いの場」づくりモデル事業等を実施し、市町村への支援を行ってきました。
- ・総合事業の実施においては、地域特性に応じた現状把握と課題分析を行い、介護予防、生活支援、地域ケア会議等を一体的・計画的に進めながら、その進捗を評価していく必要があります。市町村の地域マネジメント力の向上が必要となっています。

【取組の方向性】

- ・市町村職員の地域マネジメント力向上に向けた支援として、ノウハウを有するアドバイザーによる少人数制のワークショップを開催します。
- ・また、市町村に配置された生活支援コーディネーターの活動の充実を図るため、必要な情報の提供・共有を目的としたフォローアップ研修の実施や、圏域ごとの生活支援コーディネーター連絡会の開催を支援します。
- ・さらに、「住民運営の通いの場」の普及・拡大を目指し、研修会の開催等を通じて情報やノウハウを提供することにより、引き続き市町村を支援していきます。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成32年度目標 (2020年度)
①	地域づくりによる 「住民運営の通いの場」の活動拠点数	312箇所 (平成30年3月現在)	増加
②	地域づくりによる 介護予防取組市町村数	28市町村 (平成30年3月現在)	39市町村

【参考データ】

	H27	H28	H29
生活支援コーディネーターの養成状況	37人	30人	22人

出典：県地域包括ケア推進室集計

③ 元気高齢者の地域活動の推進

【現状と課題】

- ・高齢化が進む中、高齢者がこれまでの経験や知識を活かし、生きがいをもって社会参加を

していくことが地域共生社会の実現に向け重要となっている一方で、独居高齢者や障害のある人など、日常生活に支援を要する人も増加しています。

- ・高齢者が地域で安心して暮らし続けるために、支援を受けるだけでなく「支え手」となるなど、住民同士の支え合いを広げていくことが必要です。
- ・奈良県の平成29年度における高齢化率は、30.2%と全国平均の27.7%を上回っており、高齢者の社会参加の促進や高齢者相互の支援を行う老人クラブ等の活動が重要になっています。
- ・老人クラブと行政が一体となって行う高齢者の生きがいづくりへの取り組みとして、健康づくり・介護予防を目的とした、健康ウォーキングや高齢者の体力測定普及啓発、ねたきりゼロ運動の普及活動を行うとともに、健康の保持・健康増進等を推進する若手リーダーを養成しています。

【取組の方向性】

- ・高齢者の外出やコミュニケーションを促進するため、老人クラブでの活動や身近な仲間とのグループ活動など地域社会での交流活動を推進していきます。
- ・高齢者がこれまでに培った知識や経験を活かして、支援を必要とする高齢者や地域を支える役割を担い、生涯を通じて活躍出来る機会づくりを推進していきます。

④ 地域における子育て支援の推進

【現状と課題】

- ・核家族化や地域のつながりが希薄化している中、母親の不安・負担感の軽減や虐待の未然防止のためには、地域の身近な場所で、子育て家庭への妊娠期からの切れ目のないきめ細やかな支援が必要です。
- ・これらの課題に対応するため、子育て相談や親子交流の場となる地域子育て支援拠点や妊娠期から子育て期にわたる包括的な支援を行う子育て世代包括支援センター、児童虐待対策を担う市町村子ども家庭総合支援拠点の設置が市町村により進められていますが、支援の質の向上や量の拡充などの課題があります。
- ・そのほか、放課後児童クラブの整備に取り組むとともに、これらの事業に従事する子育て支援員や放課後児童支援員を養成し、市町村を支援しています。また、さまざまな分野・地域で子育てを応援する企業、店舗、NPO等を団員とする「なら子育て応援団」において、地域での子育て応援の気運醸成を行っています。

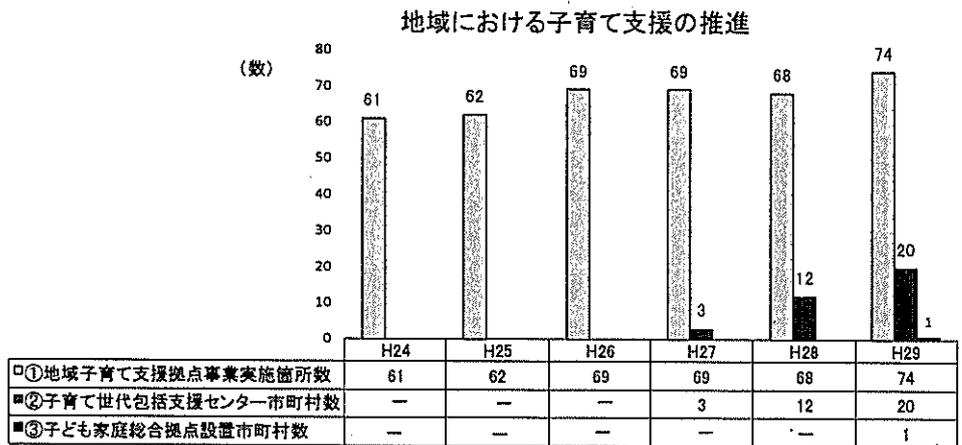
【取組の方向性】

- ・子育て家庭への切れ目のないきめ細やかな支援のため、地域子育て支援拠点等におけるスタッフのスキルアップや、市町村の子育て世代包括支援センター及び市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進となるよう支援していきます。
- ・また、地域社会全体で子育てを支えていく気運の醸成を通じて、全ての家庭が安心して子育てができる環境をつくるため、引き続き、なら子育て応援団の登録啓発を促進します。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成31年度目標 (2019年度)
①	なら子育て応援団登録店舗数	1,745店舗 (平成28年度現在)	1,800店舗
②	地域子育て支援拠点事業者向け研修会実施回数	累計28回 (平成29年度末現在)	累計20回

【参考データ】



出典：①県女性活躍推進課集計
②県健康推進課集計
③県子ども家庭課集計

⑤ 避難行動要支援者支援の充実

【現状と課題】

- ・災害などの緊急時においては、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、在宅難病患者等の特別な配慮が必要な方（要配慮者）の中でも、自ら避難することが困難な方（要支援者）の避難体制の充実が不可欠です。また、避難所等での生活の中で、災害時要配慮者等の生活機能の低下等の防止を図りつつ、多様な福祉とニーズへの対応が求められています。
- ・現在、避難行動要支援者名簿は、県内全ての市町村で整備されていますが、要支援者の一人ひとりの避難方法等を示した個別支援計画は、ほとんどの市町村で作成が進んでいない状況です。
- ・また、要配慮者向けの福祉避難所は、平成30年9月末時点で県内34市町村、計239施設の指定にとどまっています。
- ・県では、福祉避難所の指定を推進するために、市町村を対象とした研修会を開催するとともに、民間施設との協定締結や一般避難所における福祉避難スペースの確保など、地域の実情に応じた対応策について助言を行っています。

【取組の方向性】

- ・市町村が、避難行動要支援者名簿の定期的な更新や平常時からの関係者への名簿提供等、

支援対象者の確実な把握し、実効性のある支援を行うための個別支援計画を作成することができるよう、支援していきます。

- ・福祉避難所の量的確保やトイレ等のバリアフリー化、要配慮者向けの生活用品の確保等により、避難所の環境整備を推進するとともに、平常時から要配慮者を想定した避難訓練の実施や避難所情報等を地域住民に周知広報するよう市町村に指導・助言等を行います。
- ・災害時に要配慮者に対し福祉的支援ができるよう官民協働で福祉分野の広域的なネットワークを構築し、災害派遣福祉チームの体制整備を行います。

【参考データ】

	全部作成済	一部作成済	未作成
個別支援計画の作成市町村数 (平成30年6月1日現在)	5市町村	8市町村	26市町村

出典：県地域福祉課集計

⑥ 社会福祉法人の地域貢献活動の推進

【現状と課題】

- ・地域には社会的孤立やひきこもり等「生きづらさ」を抱えているにも関わらず、制度の狭間等で支援が受けられない人が増加しています。
- ・社会福祉法人は、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通して、住民主体の地域づくりと連携し、積極的に地域貢献していくことが求められています。
- ・県内の多くの社会福祉法人は、これまでも独自に地域で社会貢献に取り組んできましたが、県内法人による地域貢献活動の広域的な協働取組として、平成28年6月「奈良県社会福祉法人共同事業（まほろば幸いネット）」が設立されました。
- ・同事業の推進により地域貢献活動に取り組む意義の共有が図られ、それぞれの地域における社会福祉法人による一体的に地域貢献活動に取り組む活動が、少しずつ県内で広がっています。

【取組の方向性】

- ・社会福祉法人の広域的なネットワークによる「まほろば幸いネット」については、賛同法人の裾野拡大を図りながら、地域貢献活動の定着・促進に向けて、実践事例やノウハウを蓄積していくとともに、新たな支援の仕組み等、多様な主体との協働の場づくりに取り組めます。
- ・「まほろば幸いネット」をはじめとして、県内の社会福祉法人が、自ら地域の一員として地域で必要とされている福祉ニーズを把握し、地域の生活困窮者や生きづらさを抱える人たちへ無料又は低額で福祉サービスを提供する取組を通して、地域における支援体制が重層化され、地域における福祉力の向上が図られるよう推進していきます。

2. 地域福祉の担い手づくり

(1) 地域福祉を推進する人材の育成・組織づくり

① 民生・児童委員活動への支援

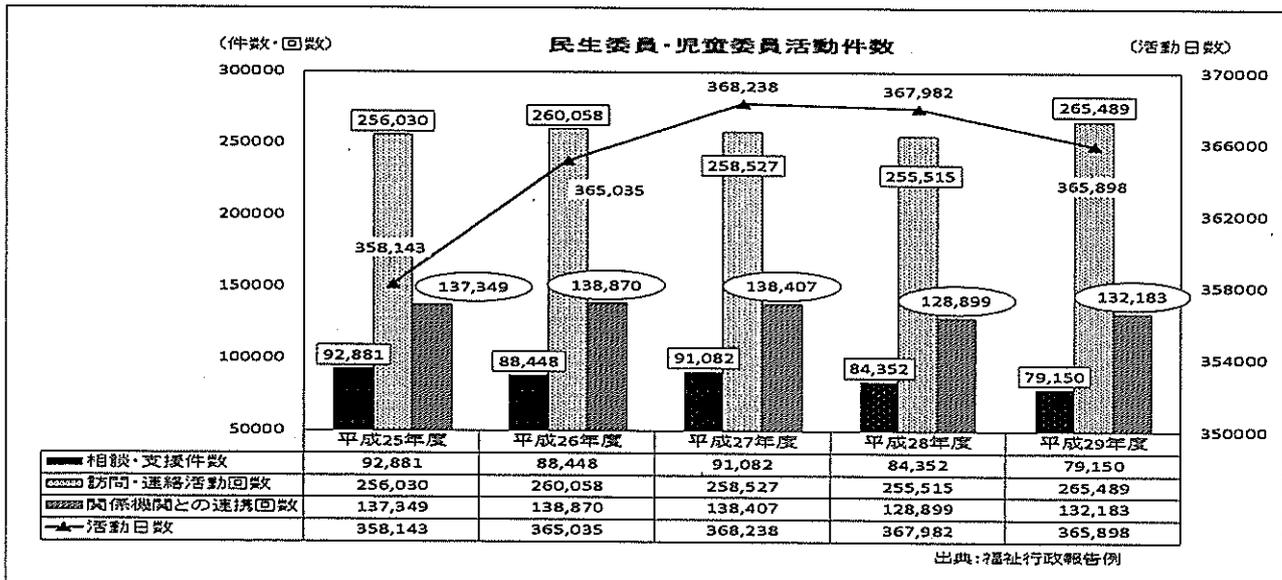
【現状と課題】

- ・本県の民生・児童委員については、平成30年11月末において、定数3,045名に対して2,994名が委嘱されています。
- ・民生・児童委員は、地域住民を支える身近な相談相手として、介護や障害、育児、経済的困窮による生活上の心配ごとなど、様々な相談に応じて、必要な支援が受けられるよう専門機関へつなぐとともに、見守り活動や地域ケア会議への参画など、地域福祉の推進に大きな役割を担っています。
- ・また、児童虐待やいじめ、不登校、貧困の連鎖、単身世帯の増加による孤立死や複合的な課題を抱える世帯の増加など多様な福祉ニーズに対し、民生・児童委員活動における専門知識や技術・ノウハウの習得が重要となっています。
- ・さらに、民生・児童委員の充足率の不足や高齢化に伴い、新たな担い手の確保が課題となっています。

【取組の方向性】

- ・県では、民生・児童委員活動の向上及び活動の継続のために、奈良県民生児童委員連合会（県民児連）と連携し、経験・役職別や分野別の研修の充実強化を図ります。
- ・市町村と協働して、民生・児童委員活動の重要性や意義等を積極的に発信し、地域住民への理解を深め、より幅広い担い手確保に努めます。
- ・また、民生・児童委員がより活動しやすい環境づくりのために、市町村や社会福祉協議会、自治会・町内会等の連携体制が構築されるよう市町村に対し助言等を行います。

【参考データ】



② コミュニティソーシャルワーク活動の充実

【現状と課題】

- ・地域が抱える課題は、複雑・多様化しており「自助」や「公助」だけでは対応できないニーズも存在し、「共助」も重要な要素です。また、地域には、支援が必要であるにもかかわらず、制度の狭間に陥って声を上げられない人もいます。
- ・このため、地域に入ってアウトリーチにより課題解決に向けた実践を行い、専門的観点から住民活動をサポートするコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割・存在意義が高まっています。
- ・そこで、県と県社協が協働して平成28年度からCSWを養成し、平成31年3月末現在、社協職員、地域包括支援センター職員、福祉関係者等173名が養成研修の終了認定を受け登録されました。しかし、CSWが有効に配置できている市町村は平成30年3月末時点で4市町村に留まっているため、CSW養成後のフォローアップ研修や市町村社協におけるCSWの活動支援に今後も取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

- ・県は、これまでに養成したCSWの市町村での配置促進に向け、市町村地域福祉計画等での位置づけにより地域福祉施策として取組が推進されるよう働きかけを行います。
- ・CSWを主軸とした地域コミュニティ構築の好事例の普及にあたり、必要な個別支援等を県社協と協働して実施します。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成33年度目標 (2021年度)
①	CSW配置市町村数	4市町村 (H29年度末時点)	12市町村

【参考データ】

	H28	H29	H30
CSW養成人数	71人	53人	49人

出典：県地域福祉課集計

③ 住民等による見守り支える体制づくり

【現状と課題】

- ・地域共生社会の実現に向け、誰もが住み慣れた地域で生活していくためには、地域の住民同士で支え合い、見守る体制づくりが重要となっています。
- ・認知症は、誰もがなる可能性があり、誰もが介護者として認知症に関わる可能性があることから、身近な問題として社会全体で理解を深める必要があります。

- ・そこで、認知症の人と家族を支援する認知症サポーター及びその養成の講師役となる認知症キャラバンメイトを確保することにより、認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発に取り組み、平成30年3月末までに86,465人の認知症サポーターを養成しました。
- ・また、障害は誰にでも生じる可能性があること、また、同じ障害でも種類や程度は様々でその症状は一律でないこと、外見では分からない障害のために理解されず苦しんでいる人がいること、周囲の配慮があれば活躍できることがたくさんあること等についても理解を深める必要があります。
- ・そこで、県民や企業・団体等を対象に、様々な障害の特性やそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対するちょっとした手助けを実践していく「あいサポーター」の養成研修を実施し、平成30年3月末までに19,518人のあいサポーターを養成しました。

【取組の方向性】

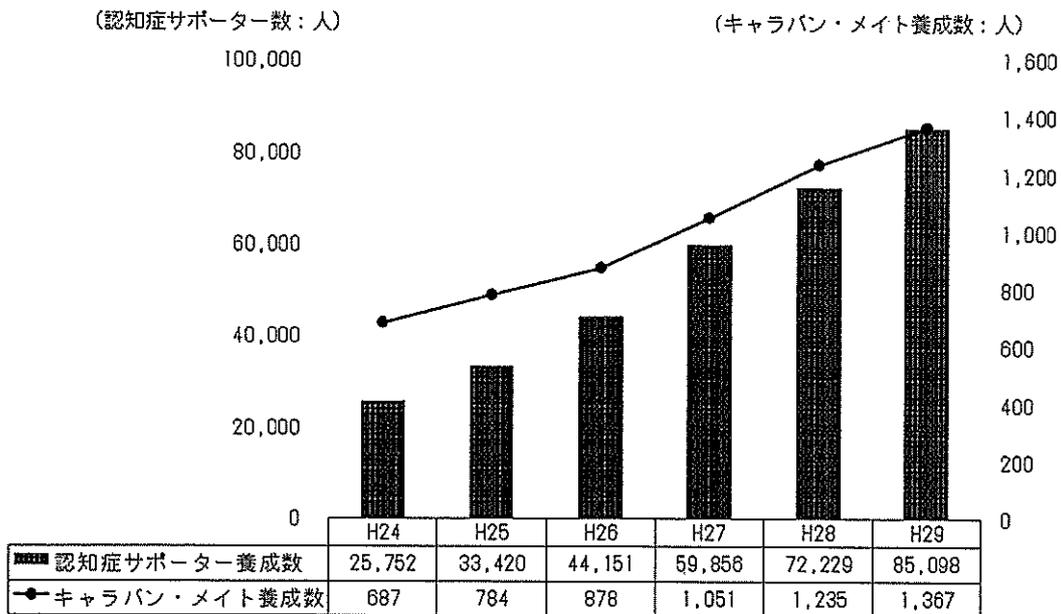
- ・認知症を理解し、地域の中で認知症の人や家族をできる範囲で見守り支援できるよう、認知症サポーターの養成及び認知症キャラバンメイトの養成研修を引き続き実施するとともに、市町村によるキャラバンメイト活動促進のためのフォローアップ研修を実施し、認知症の人を見守り・支える体制づくりを行っていきます。
- ・また、まほろば「あいサポート運動」を引き続き実施し、すべての県民が障害についての理解を深め、障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会を目指します。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成32年度目標 (2020年度)
①	認知症サポーター養成数	86,465人 うち、キャラバンメイト数 1,367人 (平成30年3月現在)	135,600人
	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成31年度目標 (2019年度)
②	あいサポーター養成数	19,518人 (平成30年3月末現在)	23,500人

【参考データ】

認知症サポーター、キャラバン・メイト推移

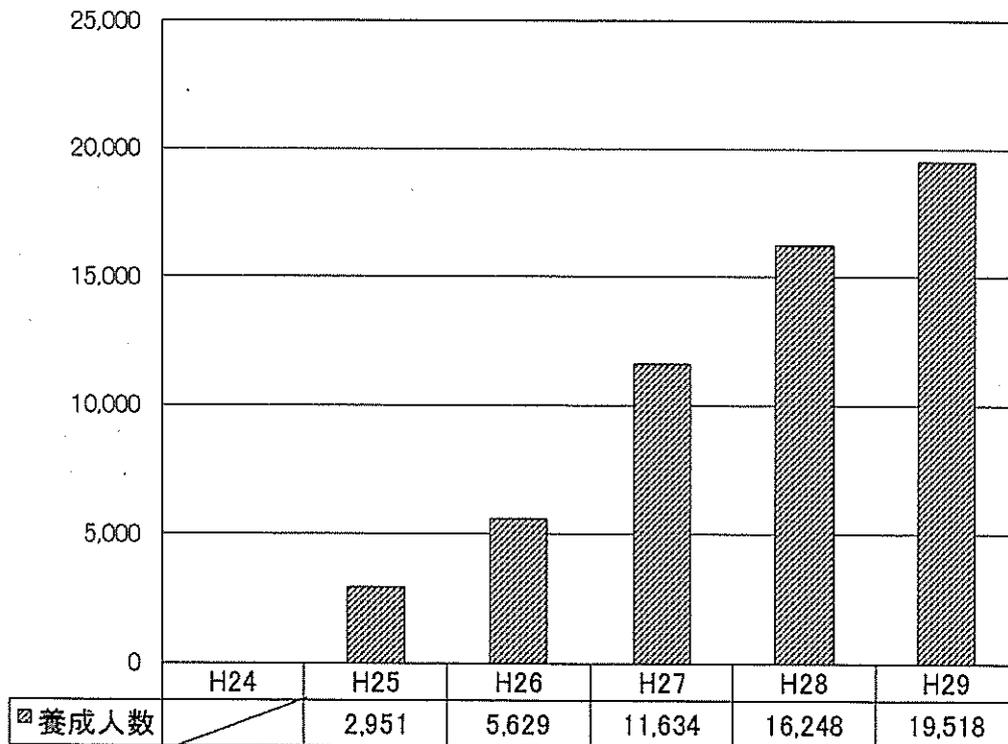


出典：県地域包括ケア推進室集計

認知症サポーター：「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと
 キャラバン・メイト：「認知症サポーター養成講座」における講師のこと

(人)

まほろば「あいサポーター」の推移



出典：県障害福祉課集計

④ NPO、ボランティアの参加促進

【現状と課題】

- ・地域におけるつながりが希薄化している中、住民自らが地域の社会的課題の解決に主体的に取り組むことが重要となっています。
- ・ボランティア行動者率は全国平均を上回っているものの、やや減少傾向にあり、特に若年層では全国に比べボランティア行動者率が低い傾向にあります。
- ・一方で、紀伊半島大水害や東日本大震災をきっかけに、ボランティアへの関心が高まっているほか、近年、企業が社会を構成する一員としてどのような行動を取るべきかを問う、CSR（企業の社会的責任）やCSV（共有価値の創造）という考え方が定着してきており、取組が活発化しています。

【取組の方向性】

- ・奈良ボランティアネット等を活用し、誰もがボランティア活動ができる機会を提供するとともに、奈良県総合ボランティアセンターや協働推進センター等の活動・交流場所を提供するなど、奈良県社会福祉協議会と連携しながらボランティア活動の支援や推進に引き続き取り組みます。
- ・企業や県民等からの寄附金による奈良県地域貢献サポート基金の活用により、地域の課題解決に取り組むNPOやボランティア団体等を支援しています。
- ・また、大規模災害が発生した場合に備え、平素より災害ボランティアセンターの設置訓練や、災害ボランティアの養成に取り組んでいます。
- ・企業等との連携協定に基づく連携事業の取組を推進し、CSR（企業の社会的責任）やCSV（共有価値の創造）の取組支援を行います。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成33年度目標 (2021年度)
①	ボランティア行動者率	26.8% (平成28年現在)	37.70%

【参考データ】

ボランティアセンター活動状況

	H27	H28	H29
相談件数	1,066件	1,347件	1,179件
活動者数	36,844人	37,929人	46,838人

出典：県青少年・社会活動推進課集計

ボランティア行動者率推移状況

	H23	H28	
		全体	学生※
全国	26.3%	26.0%	23.4%
奈良県	27.7%	26.8%	17.6%

※15歳以上の無業者で通学しているもの

出典：総務省統計局「社会生活基本調査」

災害ボランティア養成講座修了者数

	H27	H28	H29
修了者数	累計81人	累計129人	累計163人

出典：県青少年・社会活動推進課集計

(2) 福祉・介護人材の育成・確保・定着

① 多様な福祉・介護人材の育成・確保

【現状と課題】

- ・高齢化への対応や待機児童対策、障害のある人への取組の充実等、様々な福祉ニーズに対応するために、必要な福祉・介護人材を確保していくことは喫緊の課題となっています。
- ・平成30年6月現在の奈良県内全産業の有効求人倍率が1.46倍であるのに対して、介護分野の有効求人倍率は5.26倍と高い状態が続いており、2025年の奈良県の介護職員需給ギャップは約5000人になると推計されています。
- ・そこで、平成27年に「奈良県福祉・介護人材確保協議会」を設立し、「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の構築・運用、福祉・介護人材の確保に向けた周知・広報等について議論を重ねてきました。
- ・また、学生の求職者等に対して効果的な広報を実施するため、人材確保協議会に「広報ワーキンググループ」を設置し、学生向け啓発紙の作成や、大学生と認証事業所の若手職員との座談会を行うなど、若年層が奈良県内の福祉・介護事業所への就職を考えるきっかけづくりに努めてきました。
- ・奈良県福祉人材センターでは、職場体験や潜在介護人材の再就職の促進、各種研修による人材育成やキャリアパス確立に向けた支援、広報啓発等を実施している。また、奈良県保育士人材バンクにおいて、保育士資格を有しているものの、保育現場で従事していない潜在保育士の就職支援や復職に向けた研修を行っています。
- ・全国的な傾向として、増加する福祉・介護の仕事の求人数に対して就職者数が追いついておらず、「福祉・介護職」に対するイメージアップなど周知広報の取組が必要とされているほか、関係課や教育機関等との連携により、奈良県福祉人材センターの認知度を向上させる必要があります。
- ・また、経済連携協定に基づき入国した外国人介護福祉士候補者の円滑な就労及び日本語習得等に対する支援を行っています。

【取組の方向性】

- ・高い有効求人倍率が依然と続いており、需給ギャップが見込まれることから、福祉・介護人材の確保に向けた有効的な手法等を検討する場として、人材確保協議会において、引き続き関係団体との協働・連携を図っていきます。
- ・人材確保に加え、限られた人材を有効活用することも重要であることから、介護現場での人材活用における様々な課題（専門性が不明確、役割が混在、キャリアパスが不明確等）の解決を目指し、適性や役割に応じたキャリアパスの構築、専門性の向上を支援するとともに、若者、女性、シニア、外国人など対象ごとの関心・ニーズに即した人材の参入促進の取組を進めます。
- ・奈良県福祉人材センターでは、事業所及び求職者等への周知広報に取り組むとともに、小学校・中学校・高校でのセミナーや福祉・介護の職場体験の実施、若者向けの情報誌や中高生新聞への掲載など、若年層に直接届く取組により、福祉・介護の仕事への興味を醸成

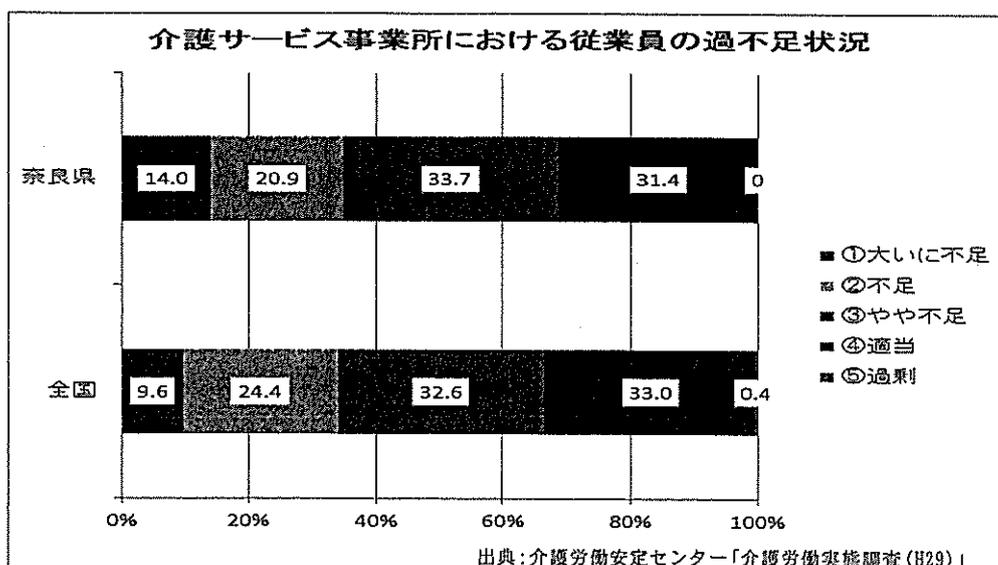
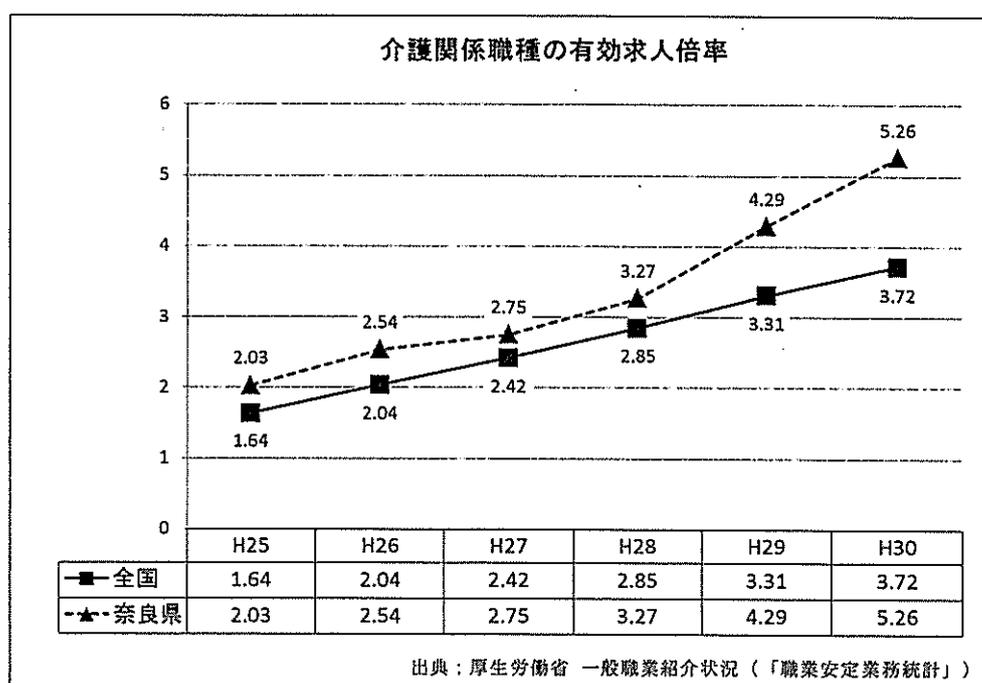
していきます。

- ・保育士人材バンクでは、潜在保育士の就職を支援するため、きめ細かなマッチングを行うとともに、再就職を希望する方への研修の実施や就職後の相談などにも取り組んでいきます。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成31年度目標 (2019年度)
①	保育士人材バンクにおける就職斡旋数	累計310人 (平成30年3月現在)	累計350人

【参考データ】

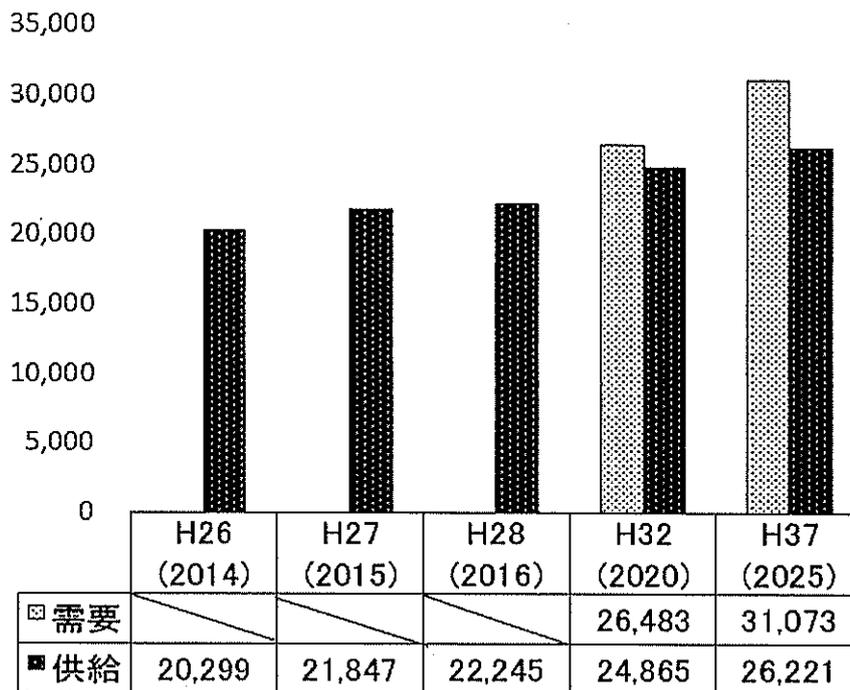


一般職業紹介状況(保育士)(平成30年1月)

	新規求職申込件数	有効求職者数	新規求人数	有効求人数	就職件数	有効求人倍率
全国	5,505	17,150	20,689	57,963	1,781	3.38
奈良	77	204	211	554	12	2.72

出典：厚生労働省 一般職業紹介状況(「職業安定業務統計」)

(人) 奈良県における介護従事者数の推移と将来推計



H26～H28 (2014～2016) 介護職員数(実績)

出典：厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく
介護人材の必要数について(平成30年5月)」

福祉人材センター求人登録者数

	H28	H29
全国	314,202人	308,405人
奈良県	5,126人	5,448人

出典：県福祉人材センター集計

福祉人材センター就職者数

	H28	H29
全国	8,695人	6,020人
奈良県	251人	244人

出典：県福祉人材センター集計

② 働きやすく、魅力的な職場づくり

【現状と課題】

- ・福祉・介護人材の確保・定着を図るため、働きやすく、魅力的な福祉・介護の職場づくりを推進し、早期離職等を防止していく必要があります。
- ・福祉・介護職場の状況や就労環境、雇用条件などの正しい情報を求職者に「見える化」することを目的として平成28年に創設した「奈良県福祉・介護事業所認証制度」では、平成30年3月末までに50法人、292事業所が知事認証を受けています。
- ・平成30年度からは、従業者50人未満の小規模な事業所にも認証を取得してもらえよう「認証制度チャレンジ事業所」を募集し、コンサルティングを行うなどの支援を行っています。
- ・また、介護従事者のための施設内保育施設の運営や介護ロボットの導入等、介護従事者の労働環境向上等に対する財政支援を行っています。
- ・保育士の定着促進については、各保育所における短時間勤務の導入や休暇がとりやすい職場環境づくりのため、労務管理の専門家による保育所長等への個別コンサルティングを実施するとともに、保育士の業務負担軽減に向けて、保育補助者の雇用に対する財政支援を行っています。
- ・また、各施設におけるキャリアパスの構築を支援するため、平成27年度から奈良県独自の研修体系を整備し、キャリア認定制度を創設しました。
- ・さらに、平成29年度からは技能や経験年数に応じた給与改善措置を実施し、給与改善に連動する新たな研修を実施し、研修体系の再構築を行いました。

【取組の方向性】

- ・「奈良県福祉・介護事業所認証制度」が広く認知され求職者の選択に資するよう、求職者等に対し積極的な周知広報を行うとともに、認証事業所の更なるレベルアップを機に福祉人材の確保が進むよう県域での取組を進めます。
- ・介護職員の労働環境の向上、処遇改善、キャリアアップシステムの確立に向けては引き続き取り組みを実施し、働きやすく、魅力的な職場づくりを推進していきます。
- ・保育士の定着促進については、引き続き取組を実施するとともに、効果的な活用事例の普及を図り、保育士がやりがいを感じながら働き続けることができる環境を整備していきます。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成33年度目標 (2021年度)
①	「奈良県福祉・介護事業所認証制度」 認証事業所数	292事業所 (平成30年4月現在)	640事業所

3. 安心できる福祉基盤の整備

(1) 地域の人々を支える支援体制の充実強化

① 包括的な相談・支援体制の構築

【現状と課題】

- ・人口減少や核家族化、共働き世帯の増加など社会の変化により、様々な分野の課題が絡み合い複雑化したり、複数分野の課題を抱えている方々が増加しています。
- ・また、地域のつながりの弱まりを背景として、「社会的孤立」や「制度の狭間」の課題も顕在化しています。
- ・これらの課題を解決していくためには、地域住民の「気づき」の機能を高め、住民や多機関と連携しながら、包括的に支援する体制を整備し、解決を目指していくことが必要です。
- ・また、自らSOSを発信できずに問題が深刻化し、解決が困難な状態になる前に早期に見出し、支援につなげていくことも大切です。

【取組の方向性】

- ・住民主体の課題解決に向けた取組を支援するとともに、適切な公的支援と連携する、地域福祉のコーディネーターの役割を担うCSW等、地域福祉を担う専門職の育成や配置を促進します。
- ・市町村において、地域住民の相談を包括的に受け止め、地域住民等からの相談に多機関が協働して支援する包括的な相談・支援体制の構築、また、そのための好事例の普及や情報提供を行っていきます。
- ・支援を必要とする方の早期支援につなげるため、地域での見守りや民生委員・児童委員の訪問支援、民間企業との連携などによる情報提供、CSW等の専門職によるアウトリーチ等による、住民に身近な圏域における重層的な見守りネットワークの構築を推進します。

② 生活困窮者自立支援の充実

【現状と課題】

- ・生活困窮者自立支援制度は、これまで縦割りの制度で対応が困難であった課題を抱える方々を広く対象として、個々の生活困窮者の状況に応じた寄り添い支援により、自立を促す取組を進めてきました。
- ・平成30年10月に生活困窮者自立支援法が改正され、基本理念において、経済的な困窮に至る背景として「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」が明示されるとともに、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施促進により、より効果的な自立の促進が図られることとされました。
- ・地域社会での孤立につながるひきこもりへの対策として、県では平成27年度にひきこもり相談窓口を開設し、ひきこもり当事者や家族に対する電話相談、来所相談、県中南部への出張相談を実施しています。相談件数は年々増加する傾向にあり、ひきこもり期間が10

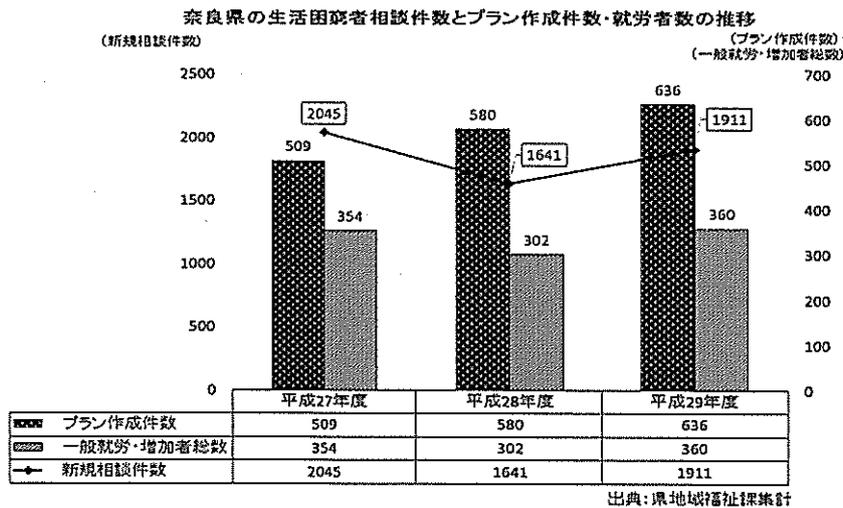
年を超えるケースや当事者・家族が高年齢であるケースが見られます。

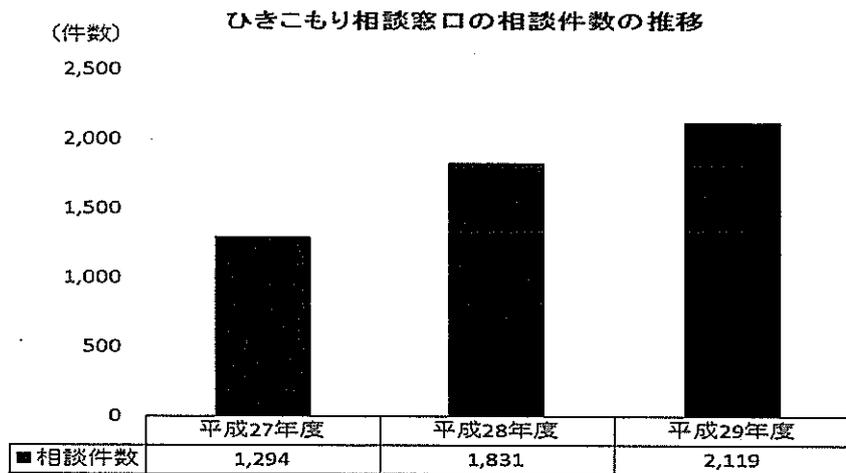
- ・就労支援の取組については、「奈良県中和吉野生活自立サポートセンター」において、生活困窮者の相談に応じているほか、ハローワークと連携しての就労支援を実施し、平成30年度からは県と県内11市が協定を締結し、広域就労準備支援事業として直ちに一般就労に結びつきにくい人に対しての支援に取り組んでいます。

【取組の方向性】

- ・生活困窮者への自立支援については、特に、取組が低調な家計改善支援事業について、県全体で実施できる仕組みづくりを検討します。
- ・市等職員の研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等、市町村に対し支援していきます。
- ・ひきこもり対策については、地域に潜在するひきこもり状態にある当事者を早期に支援につなぐことが重要であることから、ひきこもりに対する正しい理解とひきこもり相談窓口の認知を高めるとともに、市町村や多分野・多機関と連携し、相談・支援体制を強化していきます。
- ・生活困窮者に対する支援を行う機関同士の連携を図るため、関係機関等により構成される会議の設置を進めます。

【参考データ】





出典：県青少年・社会活動推進課集計

③ 更生支援の推進

【現状と課題】

- ・ 犯罪をした人たちは、過去の過ちゆえに、あるいはそれ以前から、社会での居場所がなかったり地域で排除されたりと、生きづらい思いを抱えている方が多く、その人たちが地域で受け入れられるよう更生が果たせることは、再犯の防止のみならず、誰にとっても住みよく暮らしやすい地域づくりに繋がります。
- ・ 犯罪を繰り返す人の中には、福祉サービスを必要とする高齢者や障害者の方もおり、福祉的な支援が受けられないまま矯正施設に戻るケースもあることから、矯正施設退所後、速やかに適切な福祉支援につなげることが重要です。このような方に対しては、平成 23 年度より奈良県地域生活定着支援センターにおいて、福祉サービス等に係るニーズの確認や受入先施設の斡旋等を実施してきました。
- ・ 平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌 29 年に国の「再犯防止推進計画」が策定されたことにより、県においても、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた必要な施策を策定、実施する責務が規定されました。
- ・ 県においても福祉サービスを必要とする一部の対象者にとどまらず、犯罪をした人たちの更生支援に関する施策を国や関係機関と連携しながら総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

【取組の方向性】

- ・ 更生支援に関わる国、関係団体・機関、市町村等と課題を共有するとともに、連携、協働の仕組みを構築し、包括的な取り組みを推進するため、平成 32 年 4 月に条例制定を目指すとともに、必要な支援が切れ目なく行えるよう、具体的施策について取り組みを進めていきます。
- ・ 地域生活定着支援事業については、より効果的な支援がなされるよう、国や関係機関と一層の連携を図っていきます。

【参考データ】

地域生活定着支援センターの業務実績

	H26	H27	H28	H29
コーディネート業務(件数)	9	14	10	10
フォローアップ業務(件数)	16	14	17	20
相談支援業務(件数)	13	26	36	49
県民向け啓発セミナー等開催数	1	3	2	1

出典：県地域福祉課集計

④ 権利擁護の推進

【現状と課題】

- ・認知症の人や障害のある人など判断能力が十分でない人々の権利を守り、その尊厳を保持するため、また、地域で安心して暮らしていくことができるよう、必要に応じて本人の意思決定を支援する取組や虐待防止取組の充実が求められています。
- ・福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業の利用者は年々増加傾向にあります。
- ・平成 29 年 3 月に国の「成年後見利用促進基本計画」が策定され、市町村は成年後見に関する基本計画の策定及び中核機関の設置に取り組むことが示されたところであり、その実現に向けて市町村の取組が進むよう支援していく必要があります。
- ・高齢者への虐待については、平成 28 年には要介護施設従事者等によるものが 4 件、養護者によるものが 112 件となっており、引き続き虐待防止に向けた普及啓発や研修等の取り組みを実施していく必要があります。
- ・また、障害のある人への虐待防止については、奈良県障害者権利擁護センターにおいて、迅速かつ適切に対応できるよう取組を進めるとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障害のある人への虐待防止に関する周知啓発に取り組んでいます。

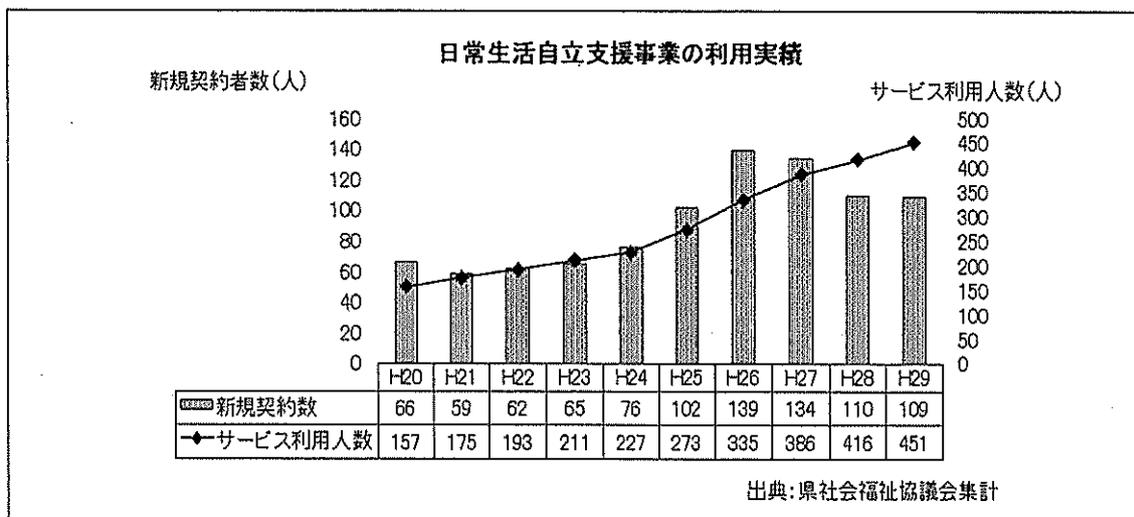
【取組の方向性】

- ・日常生活自立支援事業については、支援計画に基づいて利用者への福祉サービスの向上を図るとともに「運営適正化委員会」により適正な運営を確保します。
- ・成年後見制度については、市町村、地域包括支援センター等に対する相談支援や研修会の開催等を引き続き実施するとともに、市町村に対する基本計画の策定支援や、中核機関設置に向けたモデル市町村の勉強会の開催等体制整備に資する取組を推進します。
- ・高齢者への虐待の防止については、虐待防止に係る普及啓発のほか、市町村及び介護施設等を対象とする研修を引き続き実施します。
- ・障害のある人への虐待防止については、研修参加者数増加にむけて研修の周知方法や実施時期の見直しを図りつつ、虐待防止に向けたさらなる体制強化に取り組んでいきます。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成32年度目標 (2020年度)
①	権利擁護センターの設置市町村数	1 (平成30年4月現在)	9 (複数市町村による 広域設置を含む)

【参考データ】



日常生活自立支援事業における相談援助件数の推移

	平成28年度	平成29年度
相談件数	13,323	12,525
新規契約件数	110	109
実利用者数	416	451

出典: 県社会福祉協議会集計

高齢者虐待件数の推移

	H25	H26	H27	H28
養介護施設従事者等による虐待件数	1	4	3	4
養護者による虐待件数	115	116	119	112

出典: 県地域包括ケア推進室集計

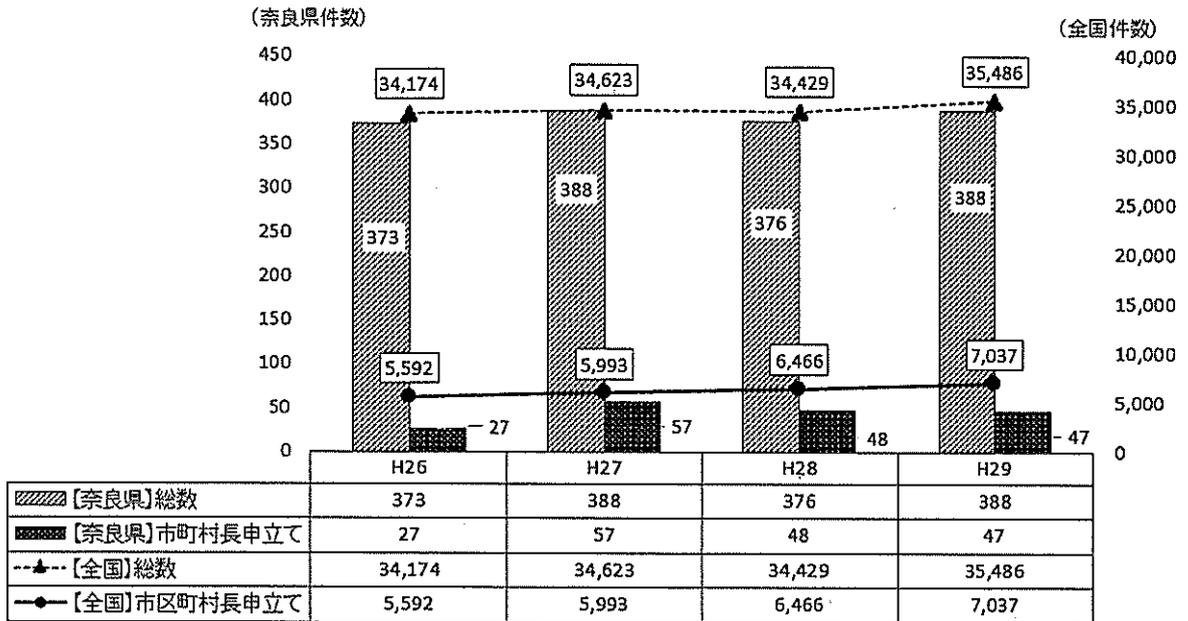
障害のある人への虐待件数の推移

	H25	H26	H27	H28
障害者福祉施設従事者等による虐待	2	2	4	1
養護者による虐待件数	12	12	14	16
使用者による虐待	0	0	2	4

出典：県障害福祉課集計

成年後見制度 申立人と本人の関係別件数

(後見開始、補佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件が対象)



出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

⑤ 経済的困難等を抱える子どもの支援の充実

【現状と課題】

- ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、すべての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していける社会を実現していくことは重要です。
- ・生活保護受給世帯の子ども、経済的理由により就学援助を受けている子どもの数は、近年ほぼ横ばいの状況にあります。ひとり親世帯は年収200万円未満の世帯が半数を占め、子どものいる世帯数に占めるひとり親世帯の割合は増加傾向にあります。
- ・また、経済的問題を抱えている家庭の中には児童虐待が繰り返されている事例もあり、虐待対応件数は年々増加傾向にあります。
- ・そこで、県では子どもの学習支援や、こども食堂等の安心できる居場所づくりの推進、母子家庭等就業・自立支援センター（奈良県スマイルセンター）における、ひとり親家庭の親に対する就業支援等を行っています。また、虐待防止対策のため、オレンジリボンキャンペーンによる啓発、アウトリーチ型（訪問型）の子育て支援等による未然防止の取組、

虐待対応に従事する職員の資質向上研修や増員による体制整備、県と市町村、警察、学校等との連携による支援等を行っています。

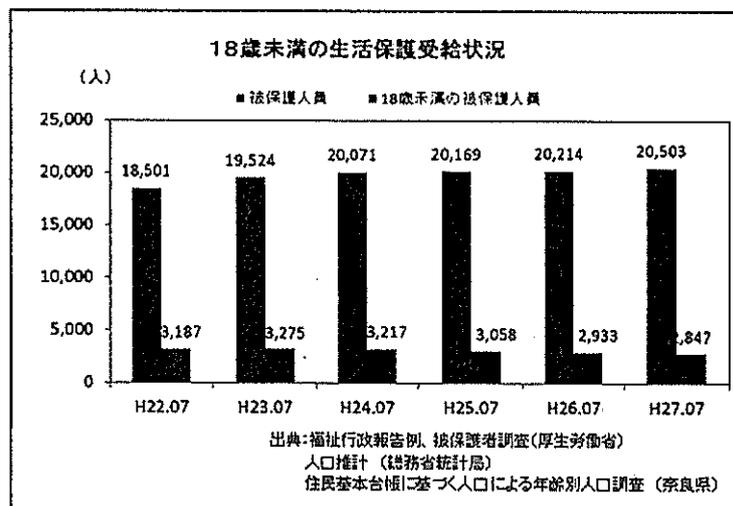
【取組の方向性】

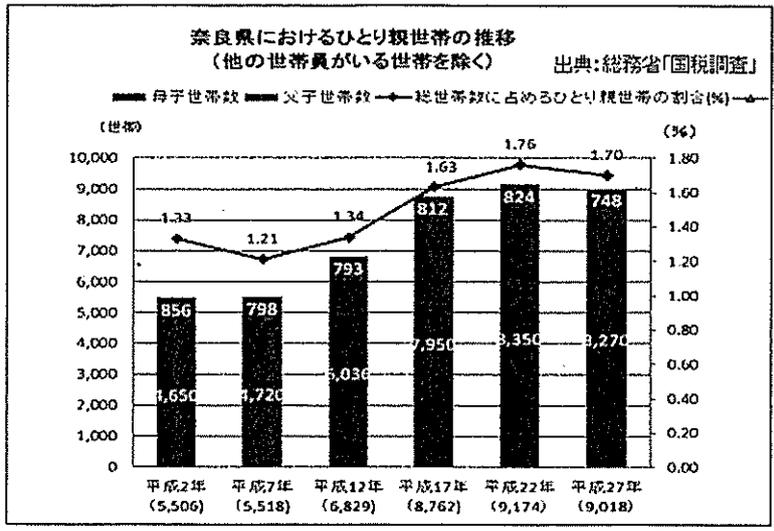
- ・子どもの学習支援については、学習支援だけでなく、生活習慣・育成環境の改善、教育と就労（進路選択等）に関する相談支援についても取り組んでいきます。
- ・こども食堂については新規開設者への支援を行い、子どもが安心して集える地域の居場所づくりを推進します。
- ・また、虐待の予防と早期の対応を図るため、引き続きオレンジリボンキャンペーンによる啓発、乳幼児期からのアウトリーチによる養育支援を推進するとともに、県こども家庭相談センターへの児童福祉司の増員配置や市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進による体制整備、奈良県スマイルセンターにおけるひとり親家庭の親に対する就業相談や就業支援講習等を引き続き実施します。

《数値目標》

	具体的な取組状況	現在の取組状況	平成31年度目標 (2019年度)
①	子ども食堂開設数	39団体 (平成30年9月現在)	80団体

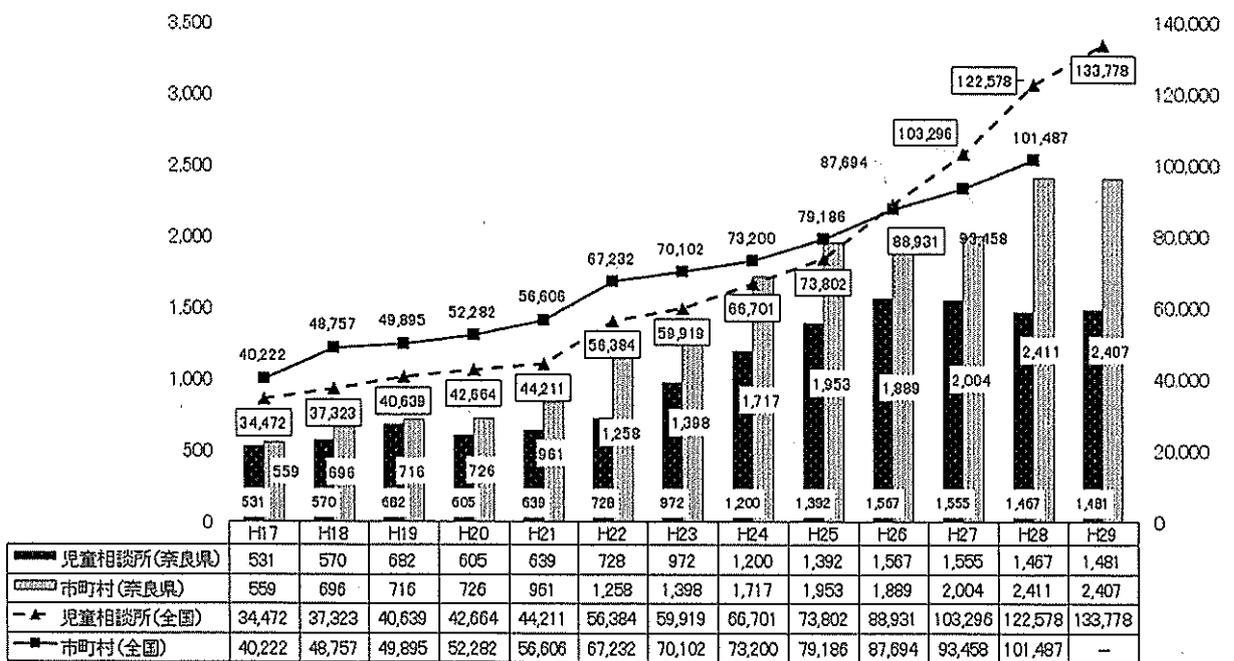
【参考データ】





児童虐待対応件数

(奈良県件数) (全国件数)



出典:県子ども家庭課集計

⑥ 障害を理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

・今なお、障害のある人に対する障害を理由とする不利益な取扱いや、障害のある人の社会参加や自立を制限する様々な障壁が存在しています。

・平成 28 年度から、障害福祉課内に障害者差別等に対応する相談窓口を設置し、専門相談員が相談を受け付け、障害を理由とする差別の解消に向け取り組んでいるところです。

【取組の方向性】

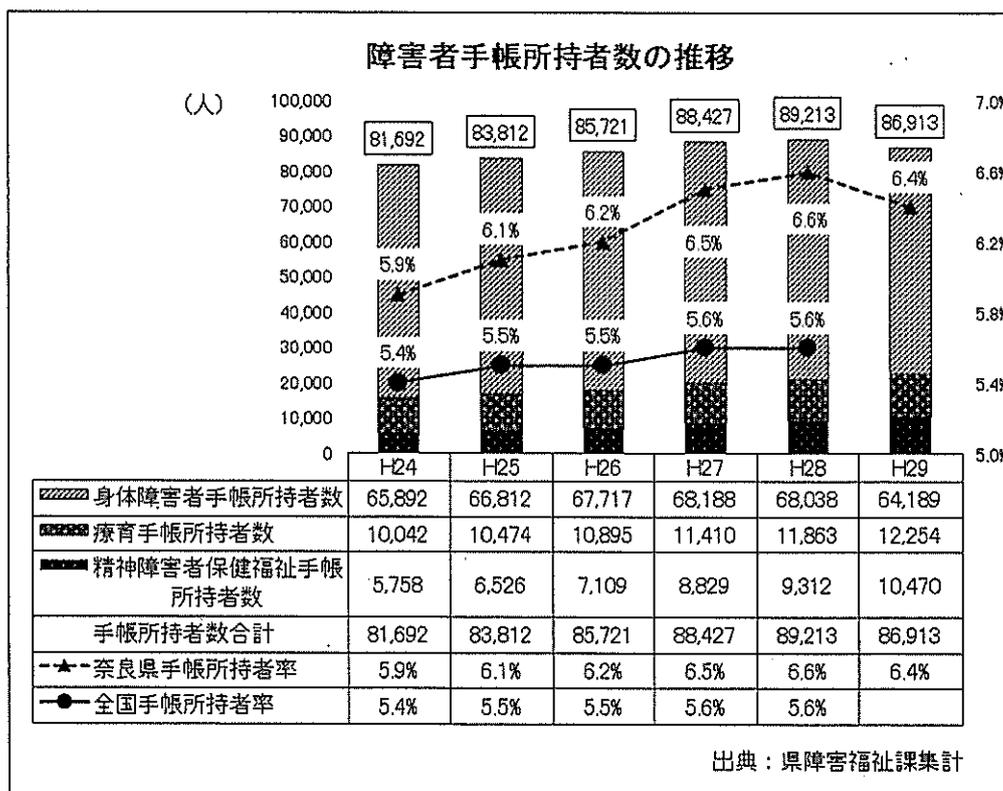
・「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害を理由とする不利益な取扱い及び合理的な配慮の不提供を禁止するとともに、県に設置している相談窓口における相談受け付け等により、障害を理由とする差別の解消を引き続き目指します。

【参考データ】

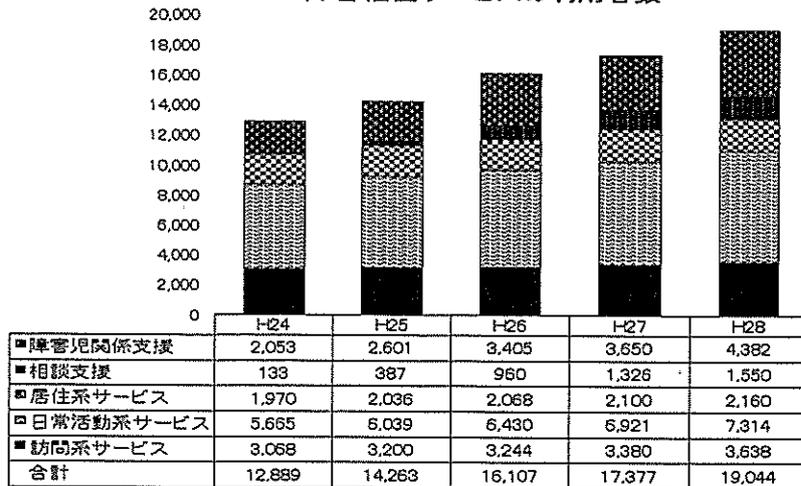
障害者差別等に対応する相談窓口での相談解決件数

	H28	H29
相談解決件数推移 (件)	53	51

出典：県障害福祉課集計



(ウ) 障害福祉サービスの利用者数



出典：県障害福祉課集計

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所
 居住系サービスは、共同生活介護、施設入所支援
 相談支援は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
 障害児関係支援は、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達
 支援、障害児入所支援、障害児相談支援

⑦ 自殺対策の推進

【現状と課題】

- ・奈良県の自殺死亡率は13.6%と、全国で最も低くなっていますが、依然として多くの方が自らの命を絶つという深刻な事態が続いています。
- ・自殺の原因・動機別では、ほぼ全ての年代で「健康問題」が高い比率となっており、若年層では精神疾患による自殺の割合が高くなっています。
- ・また、自殺を考えている人は、自殺の危険を示すサインを発している場合が多いとされていますが、家庭・学校・職場・地域から孤立した場合に自殺が発生するおそれが高くなるため、身近な人が自殺のサインに気づき自殺予防につなげていくことが必要です。
- ・奈良県では、平成30年3月に「奈良県自殺対策計画」を策定し、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない健康な心で暮らしやすい奈良県の実現を目指しています。

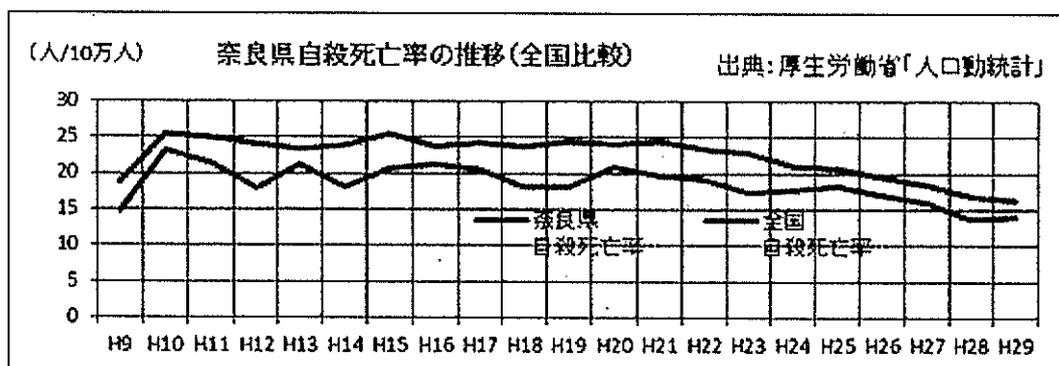
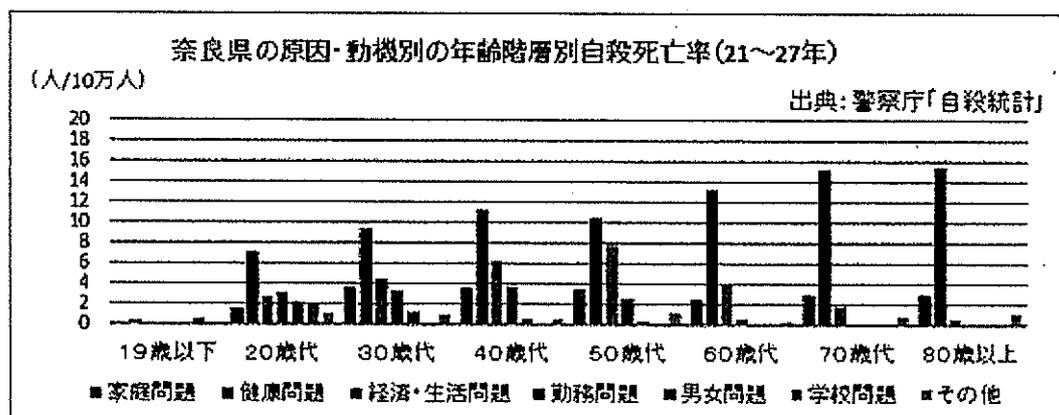
【取組の方向性】

- ・奈良県自殺対策支援センターにおいて、市町村や地域の関係団体等が実施する自殺対策に関する取組への支援を推進するとともに、県内の自殺対策連携体制の構築を行います。
- ・深刻な生きづらさを抱える若者への支援について、関係機関・関係団体のネットワークを構築し、適切に医療機関や相談機関を利用できるよう支援するとともに、若者が地域とつながり、孤立することを防ぐための居場所づくりを推進します。
- ・自殺対策や心の健康に関する情報提供を行うとともに、ゲートキーパーとしての役割を担う人材を養成することで、地域で見守り支える体制づくりを行います。
- ・保健、医療、福祉、教育、労働やその他の関連施策と有機的に連携し、自殺を防ぐことができるよう、包括的相談支援体制の構築を進めます。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成33年度目標 (2021年度)
①	自殺死亡率	13.6人/10万人 (平成28年現在)	11.8人/10万人

【参考データ】



⑧ すべての人に優しい福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

- ・高齢者や障害のある人が地域で生活を営むためには、行動の障壁を取り除くことが求められています。
- ・住みよい福祉のまちづくり条例に基づく、特定施設（建築物）の届出は、平成29年3月末時点で4,420件となっているほか、住みよい福祉のまちづくり基金を活用して、鉄道駅におけるバリアフリー整備事業を実施しています。
- ・また、移動に配慮が必要な人に優先的な駐車区画を公共施設や商業施設等に整備し、利用いただく「奈良県おもいやり駐車場制度」を平成28年から実施しています。
- ・平成30年3月末現在、利用証を累計1,790枚発行しましたが、制度を利用できる協力施設は373施設に留まっており、特に民間施設での指定が伸び悩んでいるため、更なる制度の周知・広報活動に取り組む必要があります。

【取組の方向性】

- ・ 鉄道駅バリアフリー整備事業については引き続き実施していきます。
- ・ 障害特性に配慮した案内表示板等による情報提供の充実等により、安心した暮らしを支える移動の利便性の確保に取り組みます。
- ・ 奈良県おもいやり駐車場制度については、県広報ツールを活用した制度の周知や市町村との連携強化等に取り組むほか、民間施設への協力依頼を引き続き行うとともに、利用者目線での課題把握のため利用者アンケート等を実施し、取組に反映させていきます。

【参考データ】

おもいやり駐車場制度利用証発行枚数の推移

	H27	H28	H29	合計
利用証の発行枚数	775	531	484	1,790

出典：県地域福祉課集計

(2) 福祉サービスの質の向上

① 福祉サービス第三者評価の受審促進

【現状と課題】

- ・社会福祉施設等におけるサービスの質の向上には、どのような点が充足・不足しているかを施設等が認識する必要があります。また、施設等の利用者側からは、実際に利用する前にどのようなサービスを受けられるか等の情報が求められています。
- ・そこで、第三者による公正・中立かつ専門的な評価を行い、評価内容等を公表することにより、施設等のサービスの質の向上や利用者の良質な福祉サービスの選択の支援として、奈良県福祉サービス第三者評価事業を実施しています。
- ・事業開始以降、受審件数は累計 17 件となっており、受審費用の負担が大きいことや、受審メリット・制度の周知広報不足等により受審が伸び悩んでいる状況です。
- ・社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、受審が義務化されています。保育所についても受審が努力義務化されたため、今後受審を推進していくための体制整備を検討していく必要があります。

【取組の方向性】

- ・県広報ツールを活用した制度の周知など、事業者への受審の働きかけを行うとともに、評価に関する情報については、県ホームページ等で引き続き情報提供を行っていきます。
- ・各分野での受審義務化、努力義務化や国の動向等に対応するため、評価の体制整備に向けた取組の検討を行っていきます。

② 福祉サービス利用者保護の充実

【現状と課題】

- ・利用者と事業者が対等な関係で福祉サービスを利用できるよう、事業者は、苦情を申し出やすい環境を整え、適切な解決を図る仕組みづくりを行う必要があります。
- ・しかし、サービスを提供している事業者に苦情を受け付ける「第三者機関」が設置されていなかったり、当事者である利用者やその家族から、直接事業所へ苦情を申し出すことには心理的な抵抗が伴ったりといった現状があります。これを踏まえ、奈良県社会福祉協議会に奈良県運営適正化委員会を設置し、第三者機関として公正中立な立場から苦情解決を図っています。
- ・各福祉制度の改正や福祉サービスの充実に伴い、運営適正化委員会に寄せられる苦情内容が複雑・多様化しており、寄せられる苦情のうち、約半数が障害分野の相談となっています。利用者等との信頼関係のもと、これらの様々な声をサービスのより良い改善につなげていく必要があります。
- ・事業所段階で利用者保護の視点から、事業所向けの苦情解決研修会の実施や巡回指導を行

うとともに、各事業所において公平な立場で相談を受け付ける「第三者委員」の設置に向けての研修会を実施しました。

【取組の方向性】

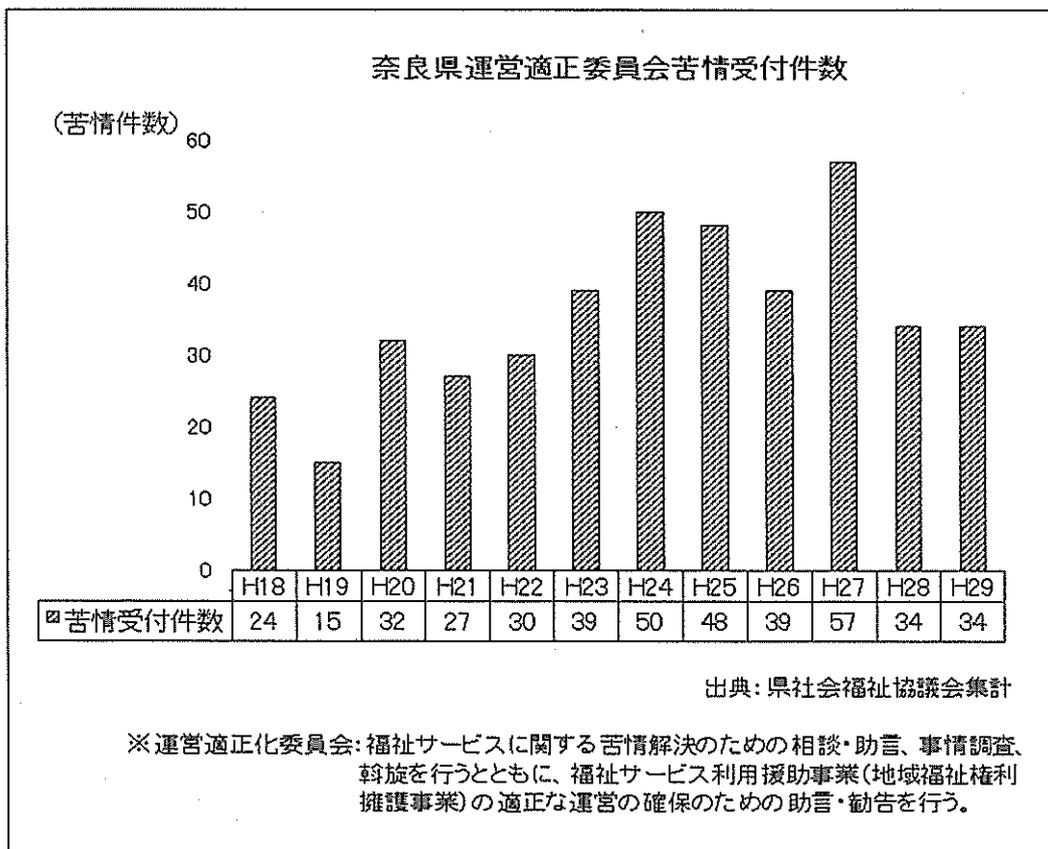
- ・適切な苦情解決が図れるよう、事業所の苦情受付担当者や苦情解決責任者のスキル向上に取り組むとともに、第三者委員の設置を促進し、事業所段階における苦情処理システムの更なる充実を図っていきます。
- ・また、運営適正化委員会において、福祉サービスに関する苦情解決に向けての相談、助言、調査、あっせんを行います。

【参考データ】

奈良県運営適正化委員会の活動状況

	H27	H28	H29
苦情相談及び一般相談数	106	96	106
苦情解決研修会参加者数	50	61	49
第三者委員研修会参加者数	91	63	87

出典：県社会福祉協議会集計



③ 奈良県福祉・介護事業所認証制度の拡充（再掲）

(3) 市町村地域福祉計画の策定支援

① 市町村地域福祉計画の策定支援

【現状と課題】

- ・「市町村地域福祉計画」は、市町村が地域の実情に応じて積極的に取り組み、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものです。
- ・また、社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となりましたが、県内の市町村地域福祉計画策定率は平成29年4月時点で35.9%と全国最下位の状態が続いています。
- ・平成30年度の厚生労働省調査によると、奈良県における未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足しているため」が最も多くなっており、策定体制が整備できないことが主な要因となっています。
- ・このため、計画を策定する市町村や市町村社会福祉協議会を対象に、計画策定支援セミナーを開催し、個別支援に取り組みました。また、各市町村に対する進捗確認、アンケートによる課題調査等を随時実施しています。

【取組の方向性】

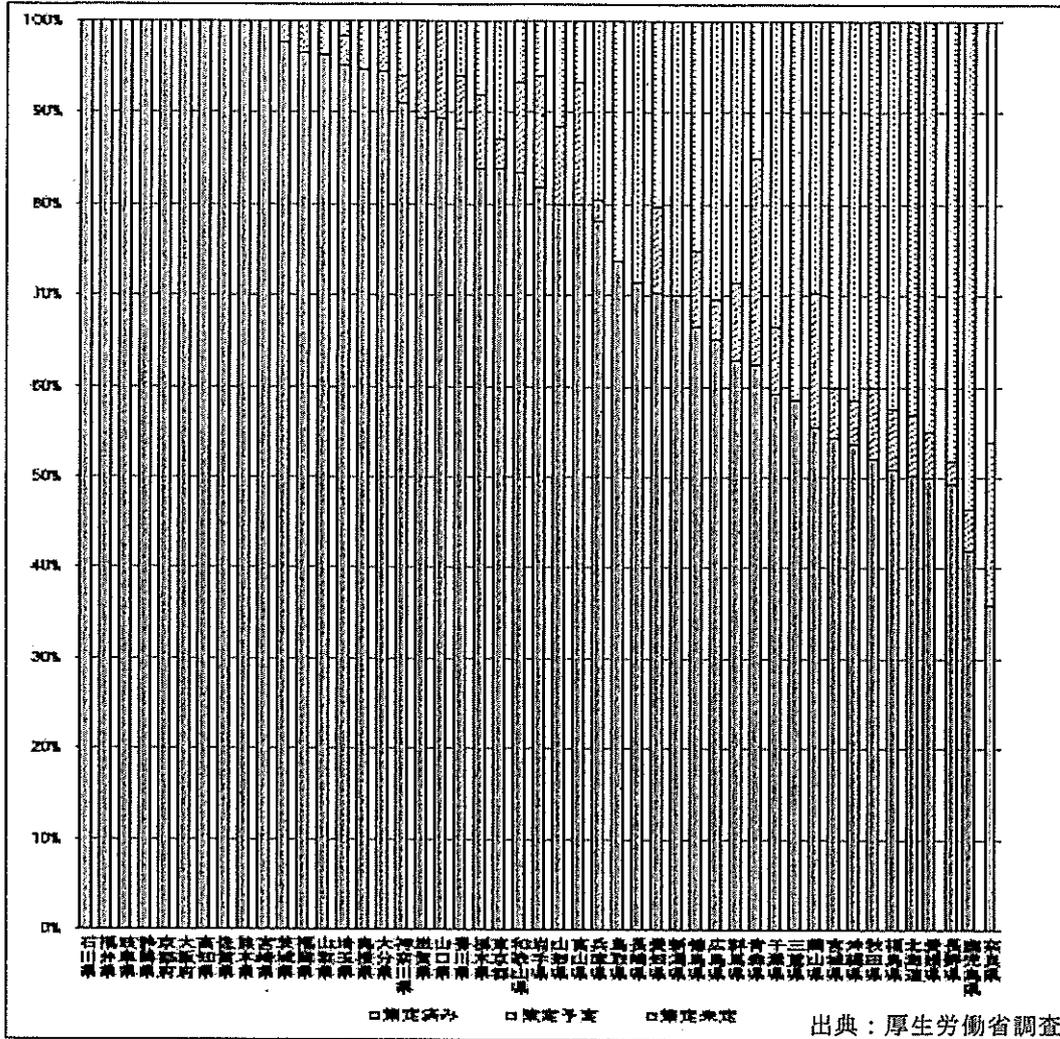
- ・未策定市町村への働きかけを引き続き実施するとともに、地域住民の意見が十分に反映された計画となるよう、策定に係るノウハウの提供等を目的としたセミナーや個別支援といった支援プログラムを実施します。
- ・計画策定済の市町村に対しては、市町村の実情に応じた計画の改定や見直しが行われるよう必要な支援を行っていきます。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成33年度目標 (2021年度)
①	市町村地域福祉計画策定率	35.9% (平成29年4月現在)	74.0%

[参考データ]

都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況 (H29. 4. 1 時点)



資料編

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

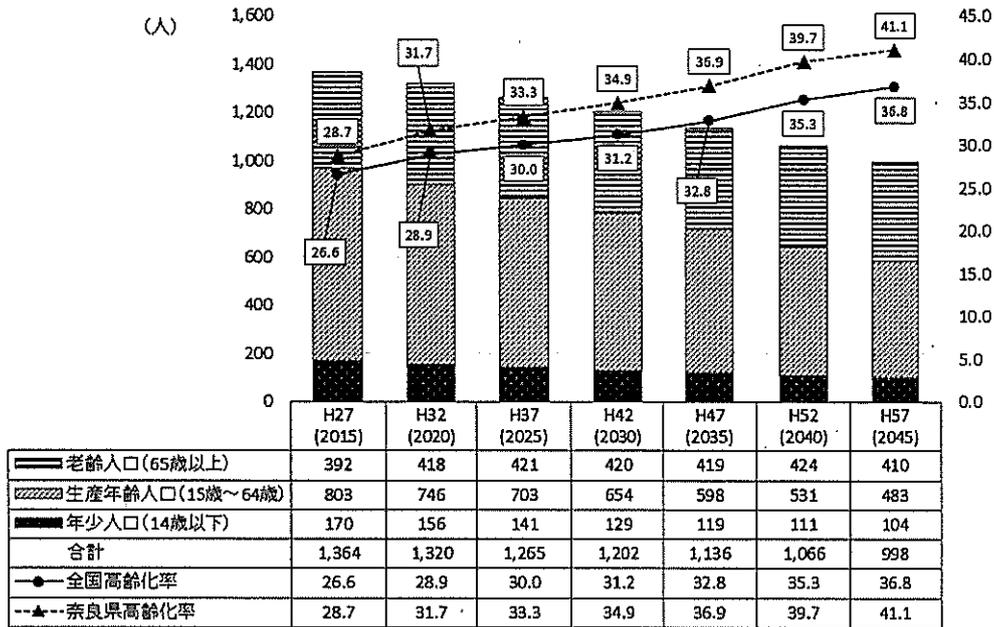
地域福祉関連のデータ

1 人口の状況

(1) 人口推移

本県の人口は平成 27 年度には 1,364 千人ですが、今後減少し、平成 47 年には 1,136 千人になる見通しで、今後とも全国平均を上回る高齢化率で推移することが見込まれています。

奈良県の人口推移

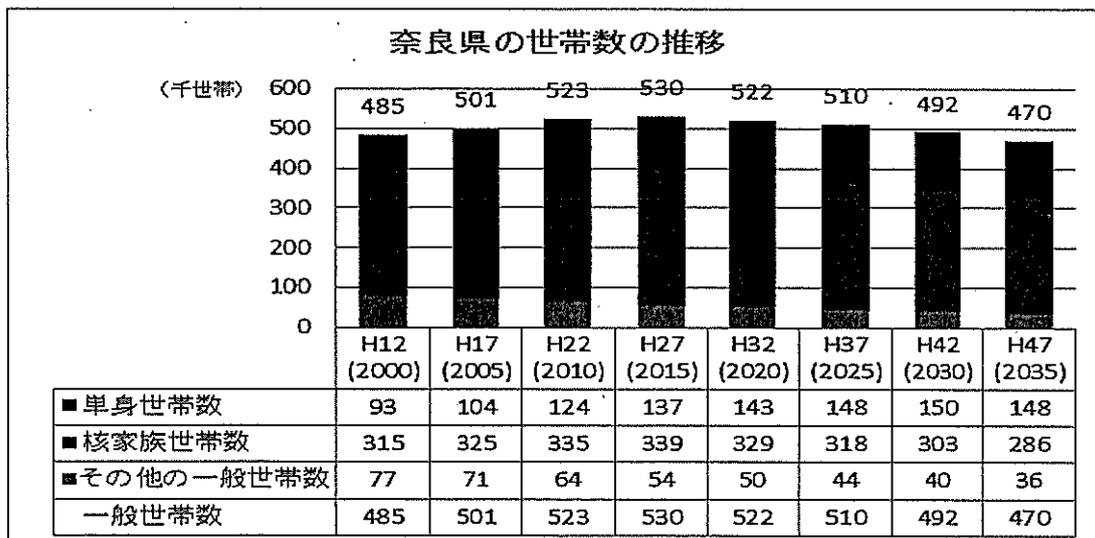


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

(2) 世帯構成

本県における一般世帯数は、平成 27 年までは増加し、その後は減少していくと見込まれています。

一方、単身世帯数は年々増加し、一般世帯数が減少していく中、世帯総数に占める単身世帯数の割合が増加していくことが見込まれています。



出典：H12～H27(2000～2015) 総務省「国勢調査」

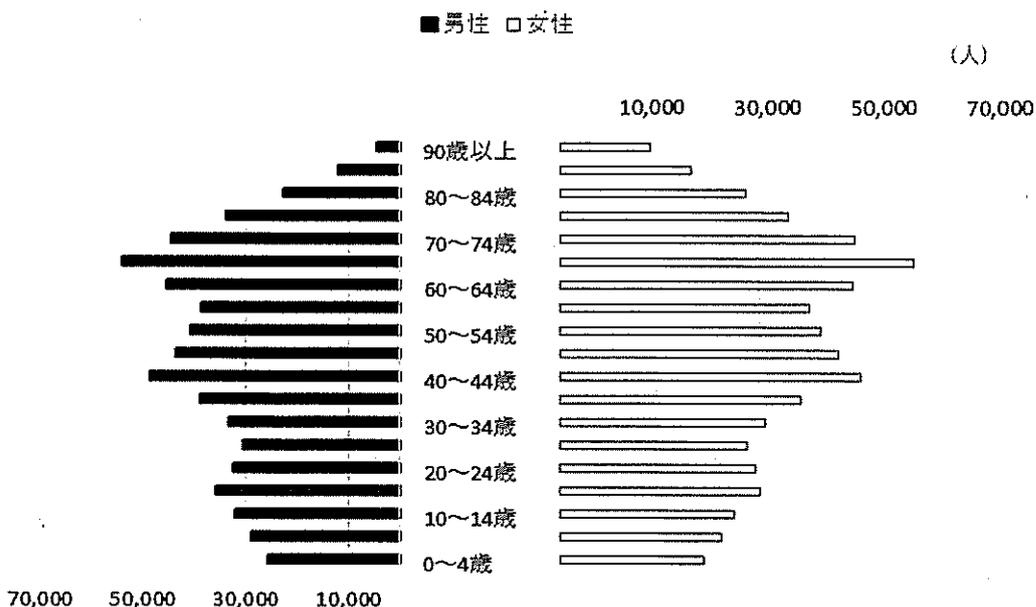
H32～H47(2020～2035) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県集計)」

※四捨五入の関係で、内訳の合計は一般世帯数と必ずしも一致しない。

(3) 奈良県の人口ピラミッド

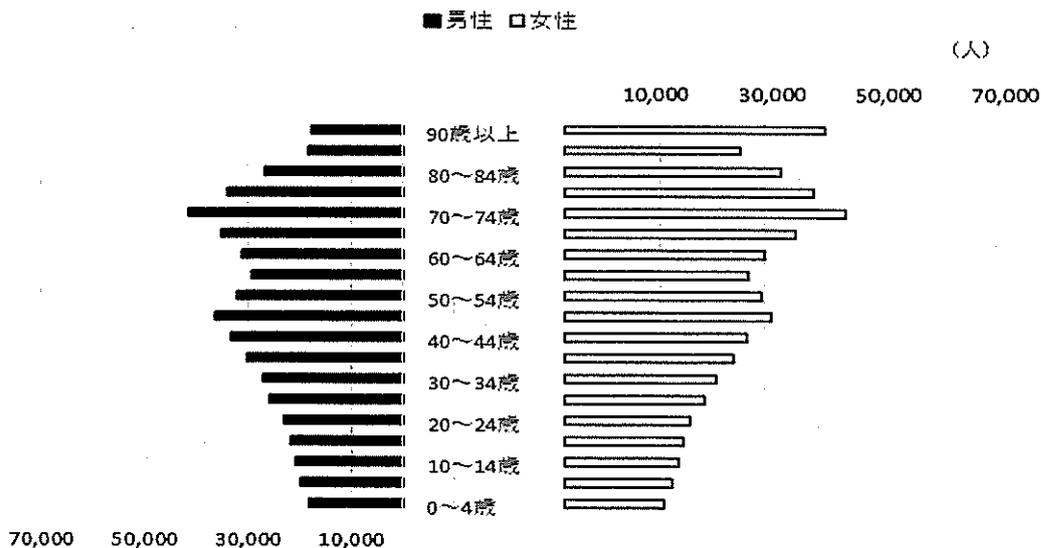
2015年時点では、男女とも65～69歳が最も多く、40～44歳に第二の山ができています。一方、2045年時点では、平成27年時点と比べて、全体的に人口が減っていることに加え、後期高齢者が増加する一方、支えるための生産年齢人口が減少し、逆三角形のピラミッドになることが見込まれています。

平成27年(2015年)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

平成57年(2045年)

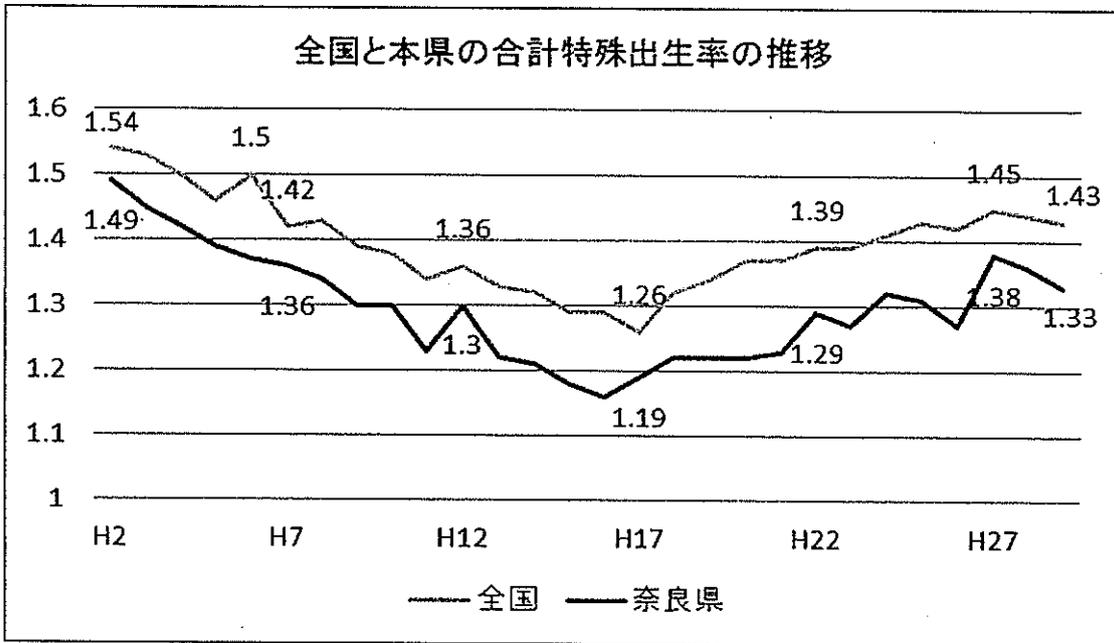


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、近年徐々に回復してきていますが、なお、低い状況が続いており、全国平均を下回っています。

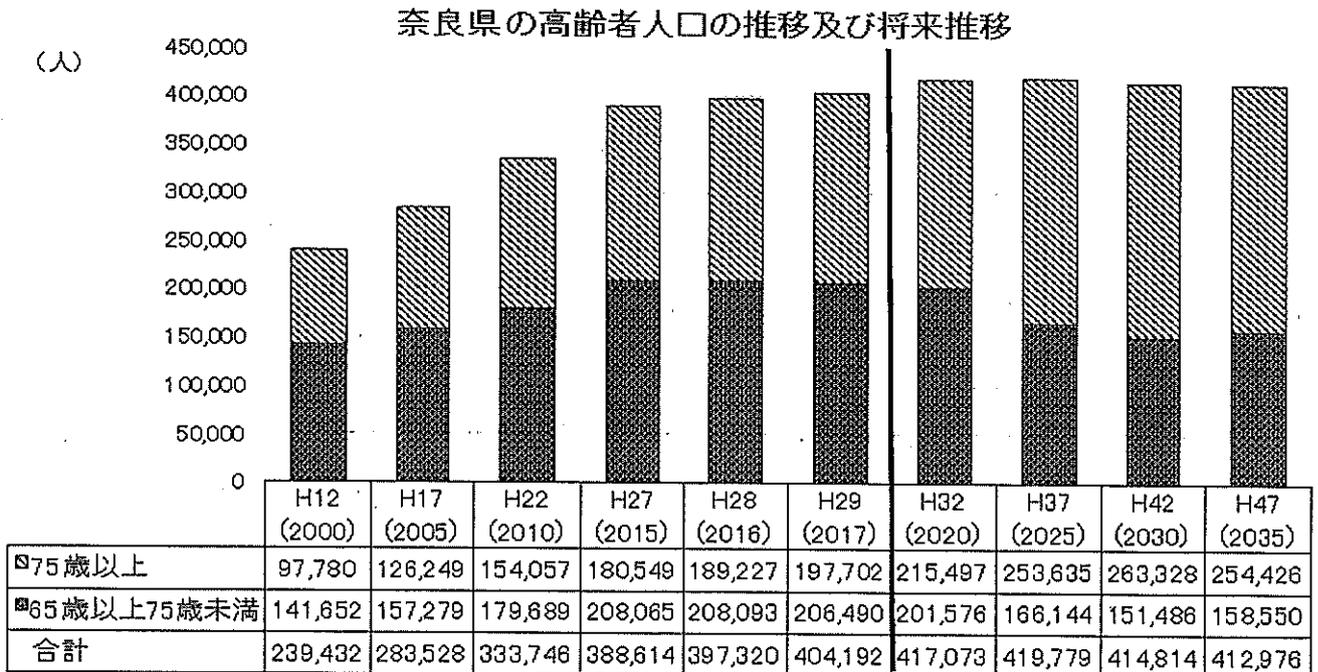
※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの



出典：厚生労働省「人口動態統計」

(5) 高齢者人口の推移及び将来推計

高齢化の進展により、2025年まで高齢者数が伸び続けることが見込まれており、後期高齢者の比率が大きく増加することが見込まれています。

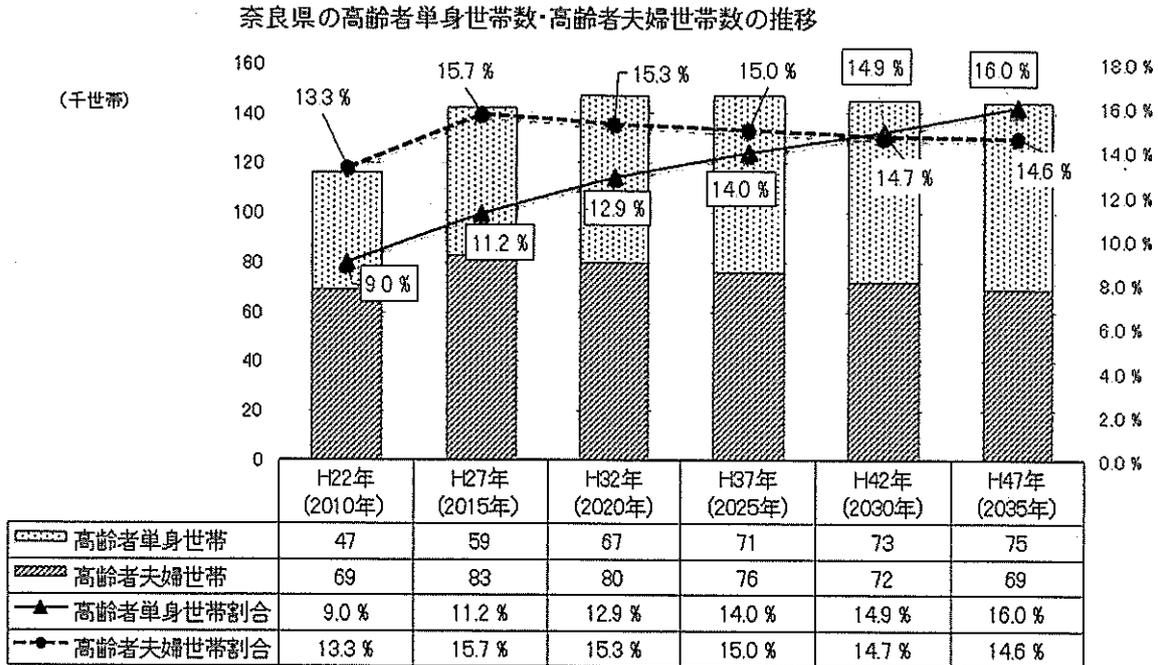


出典：H12～H27 (2000～2015) 国勢調査
 H28～H29 (2016～2017) 年齢別推計人口
 H32～H37 (2020～2025) 各市町村において推計した数値の積み上げ
 H42～H47 (2030～2035) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(H25年3月推計)

2 支援が必要な方の状況

(1) 高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯数

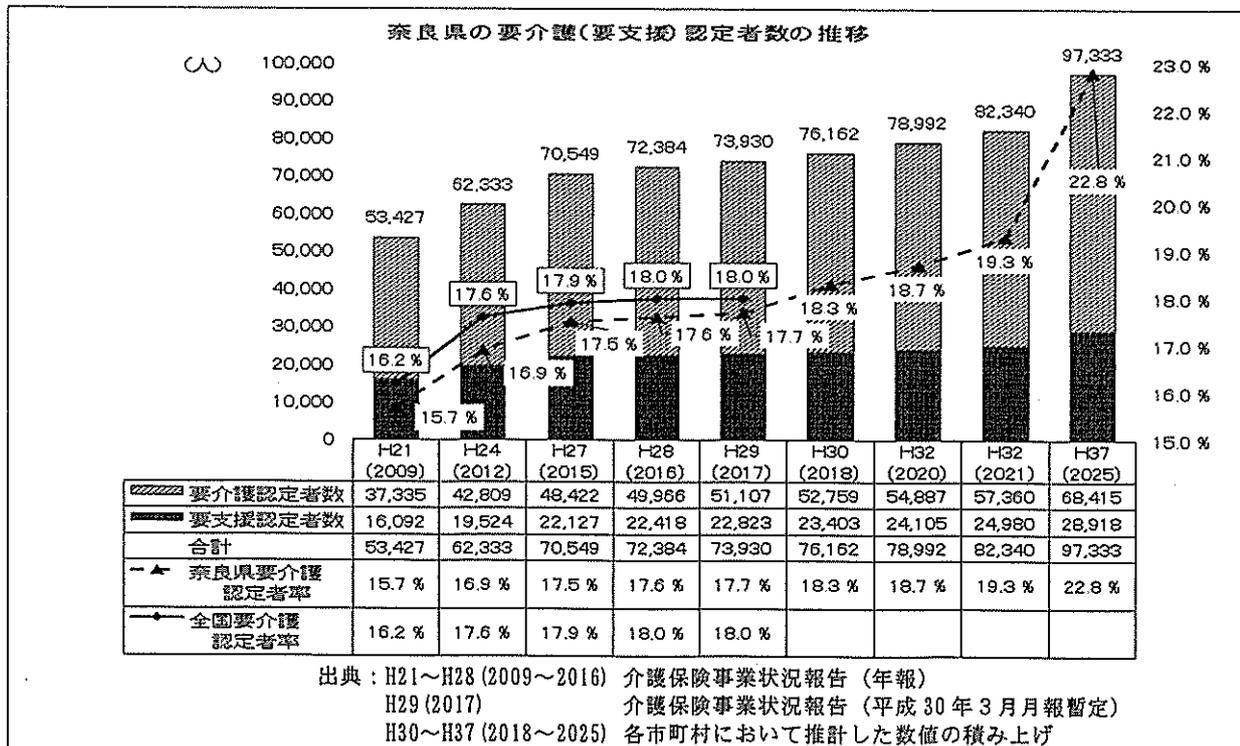
高齢者世帯が増加傾向にあり、高齢者単身世帯は今後も増え続ける一方、高齢者夫婦世帯は、平成32年をピークに減少することが見込まれています。



出典：平成22年(2010年)、平成27年(2015年)国勢調査
平成32年～平成47年(2020年～2035年) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計』
(平成26年4月推計)

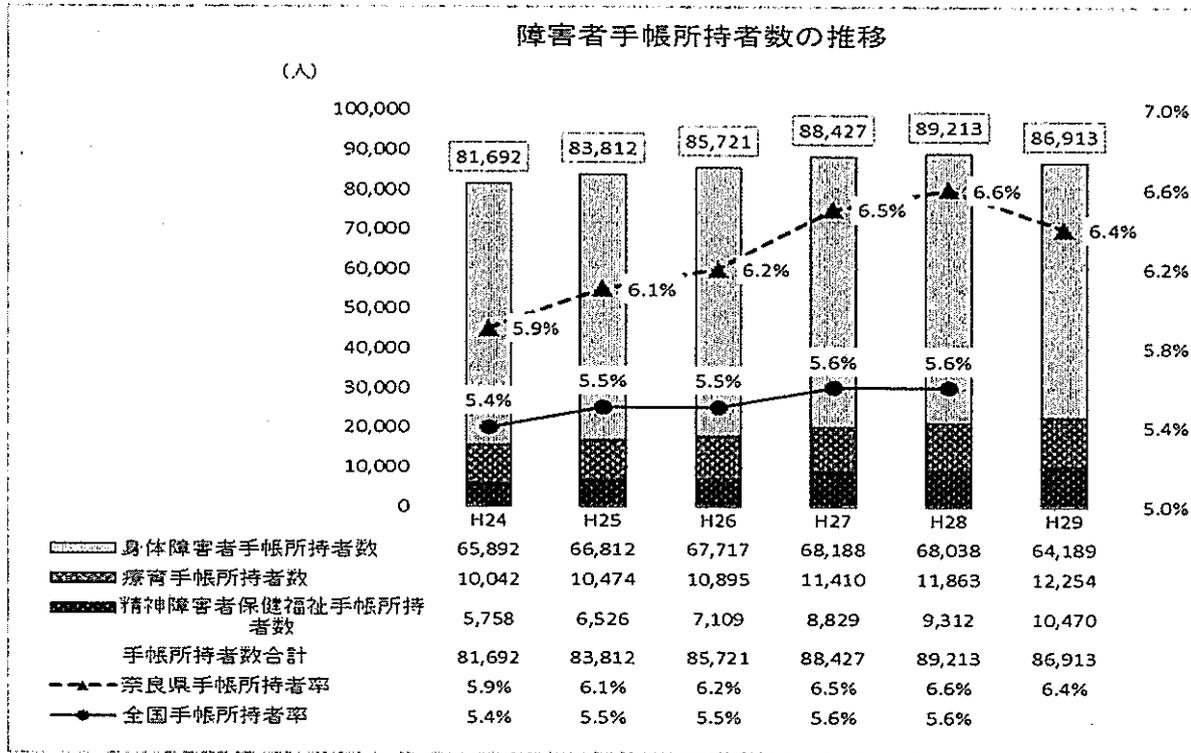
(2) 要介護(要支援)認定者数

要介護(要支援)認定者率は全国平均に比べて若干低い数値で推移しています。



(3) 障害者手帳所持者数

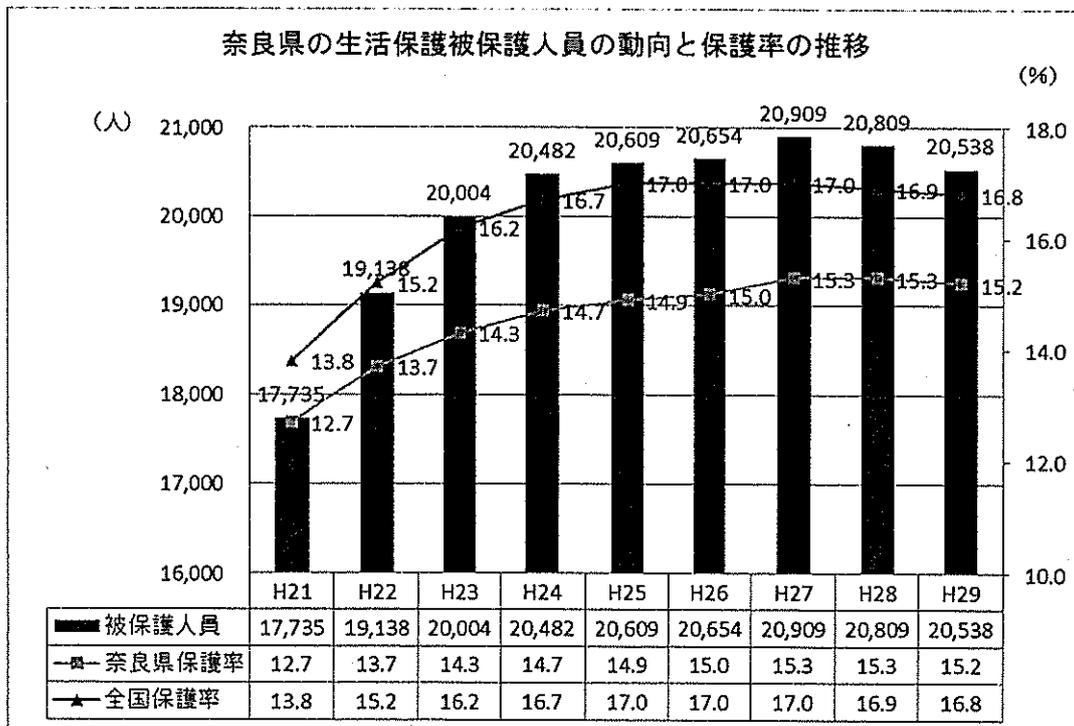
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳ともに所持者は年々増加し、手帳所持者率は全国平均よりも高くなっています。



出典：県障害福祉課集計

(4) 生活保護被保護人員の状況

保護率は全国平均より低いものの、被保護人員、保護率ともに増加しており、被保護人員は平成23年以降2万人を超えた状態が続いています。



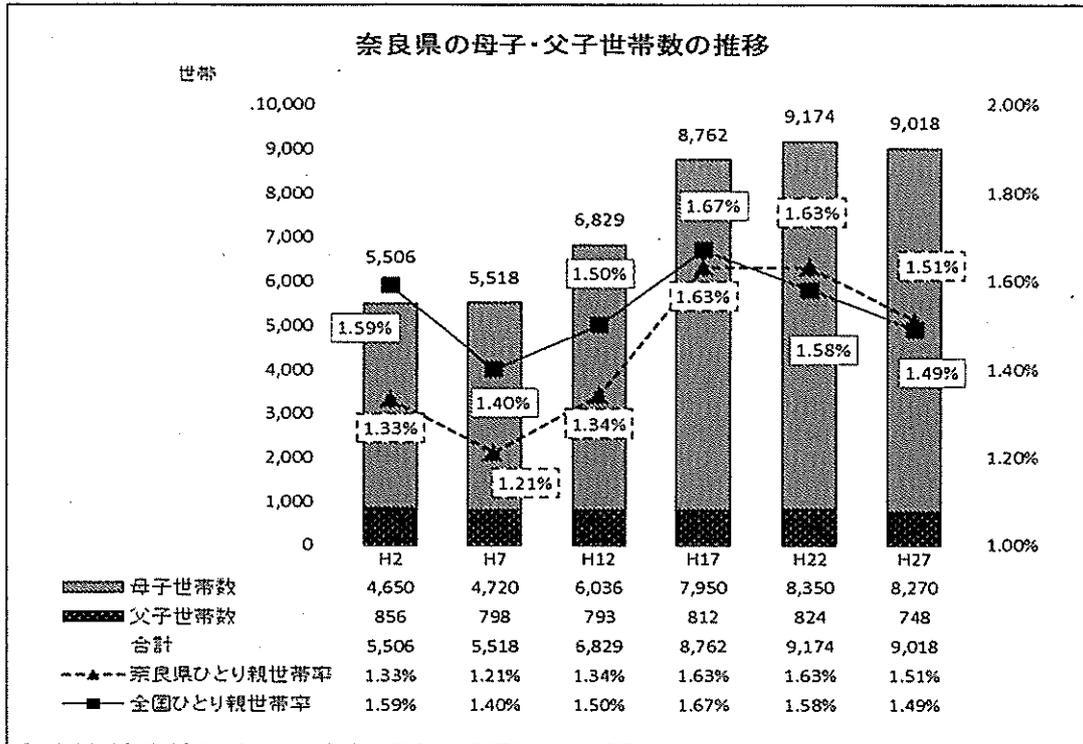
出典：奈良県：県地域福祉課集計

全国：平成28年までは厚生労働省「被保護者調査」

平成29年は厚生労働省速報値

(5) ひとり親世帯の推移

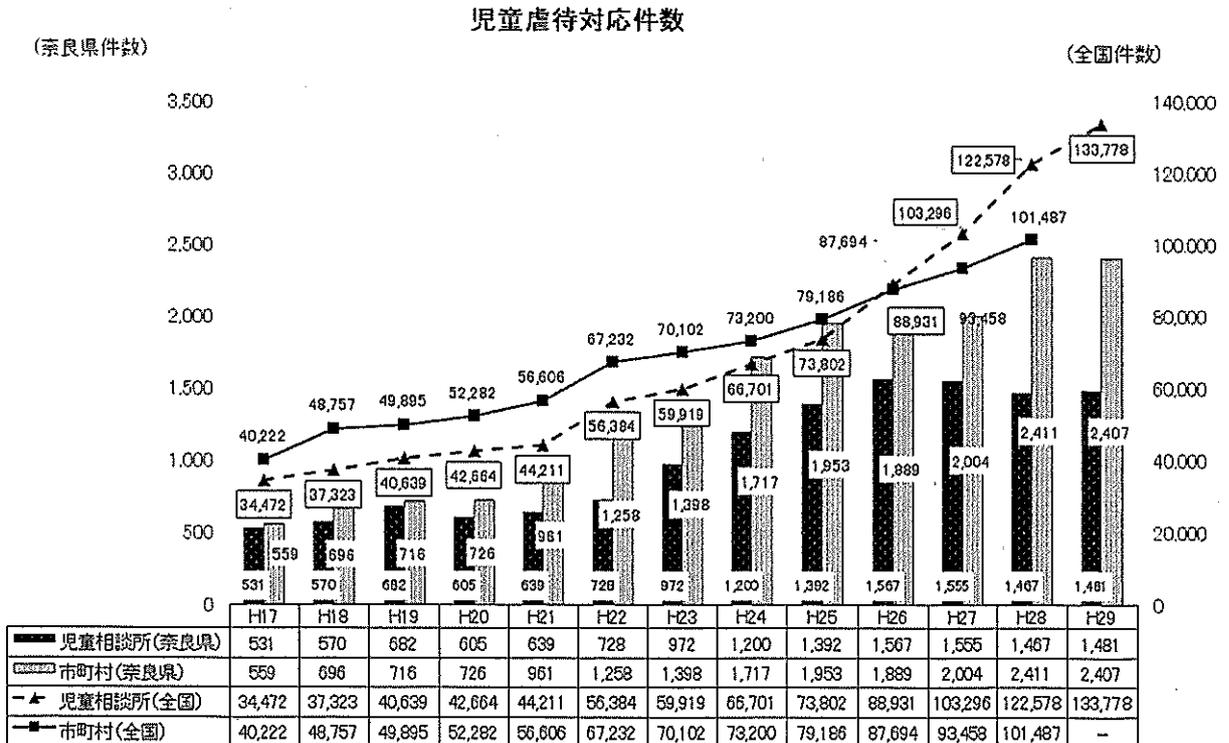
ひとり親世帯数は、増加傾向にあり、平成22年には全国平均を若干上回っています。



出典：母子・父子世帯：国税調査
 全世帯数（奈良）：県統計課集計
 全世帯数（全国）：総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』

(6) 児童虐待対応件数の推移

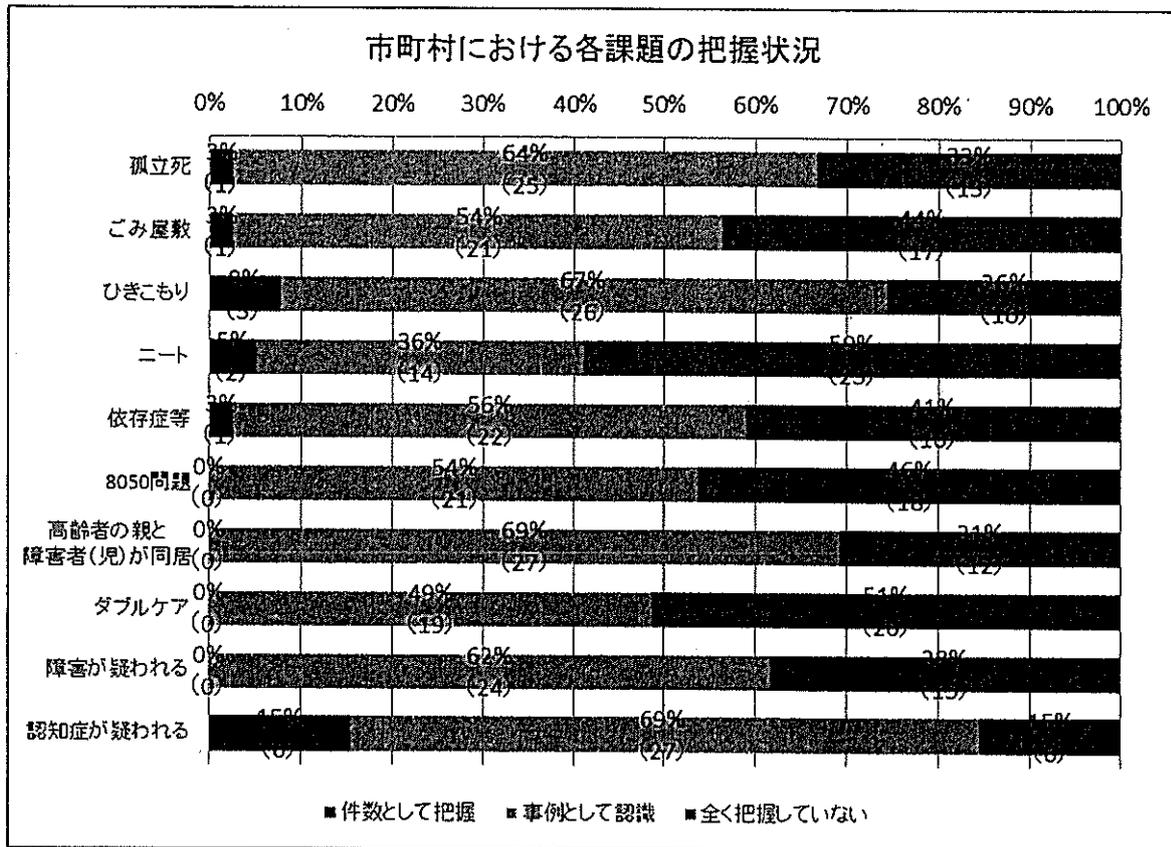
こども家庭相談センター（児童相談所）における対応件数は近年減少している一方、市町村における児童虐待対応件数は増加傾向にあります。



出典：県こども家庭課集計

(6) 制度の狭間の課題及び複合化した課題等の把握状況

制度の狭間の課題及び複合化した課題等については、課題ごとに把握状況のばらつきがあるものの、各課題について概ね5割～7割程度の市町村が認識・把握しています。



出典：県地域福祉課集計

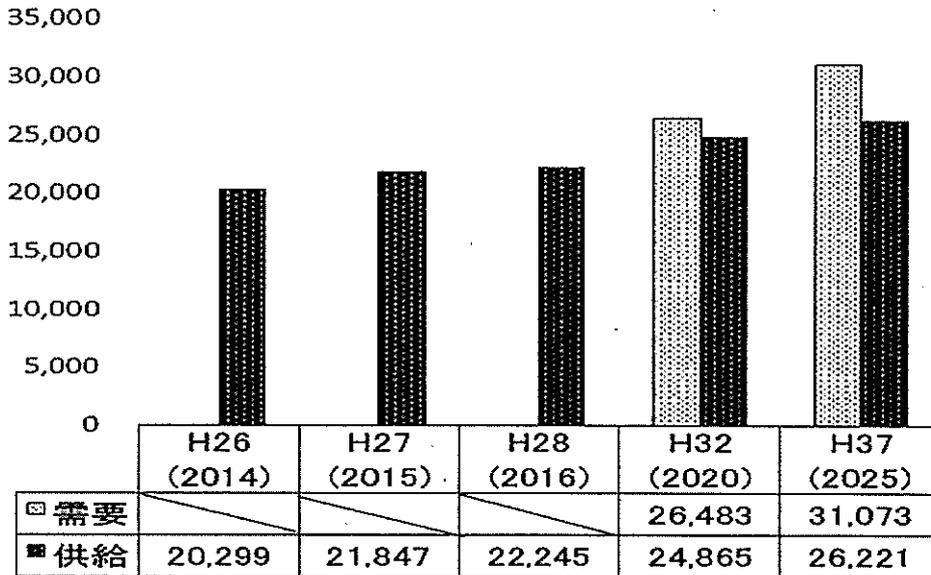
※市町村に対する、制度の狭間の課題及び複合化した課題等の把握状況調査（平成30年10月県地域福祉課実施）

3 地域の福祉を支える資源・活動

(1) 介護従事者数の推移と将来推計

県内の介護従事者数は増加傾向にあるものの、平成37年には約5,000人の需給ギャップが見込まれています。

(人) 奈良県における介護従事者数の推移と将来推計

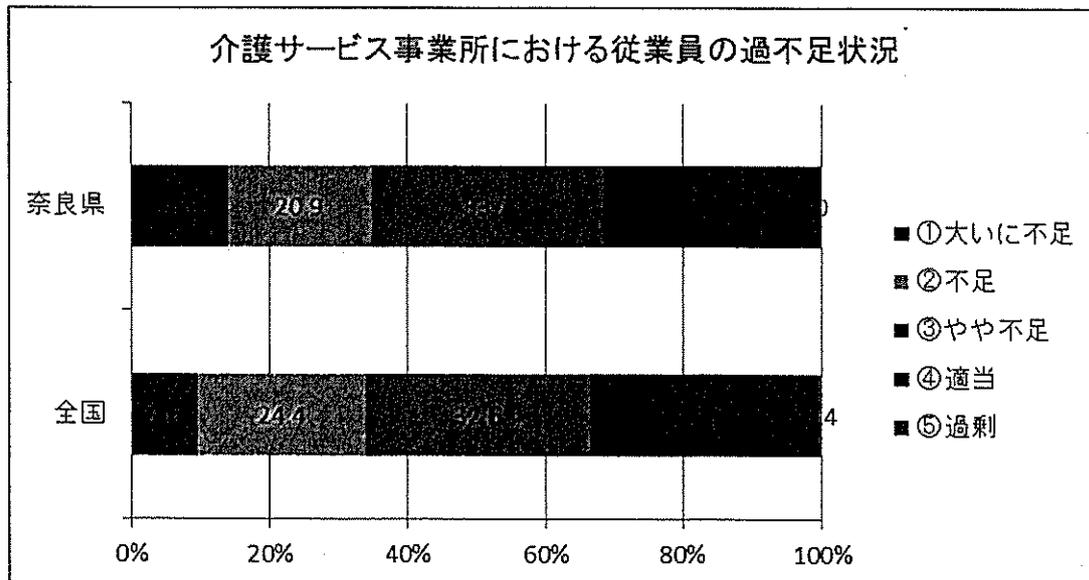


H26～H28 (2014～2016) 介護職員数 (実績)

出典：厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく
介護人材の必要数について (平成30年5月)」

(2) 介護サービス事業所における従業員の過不足状況

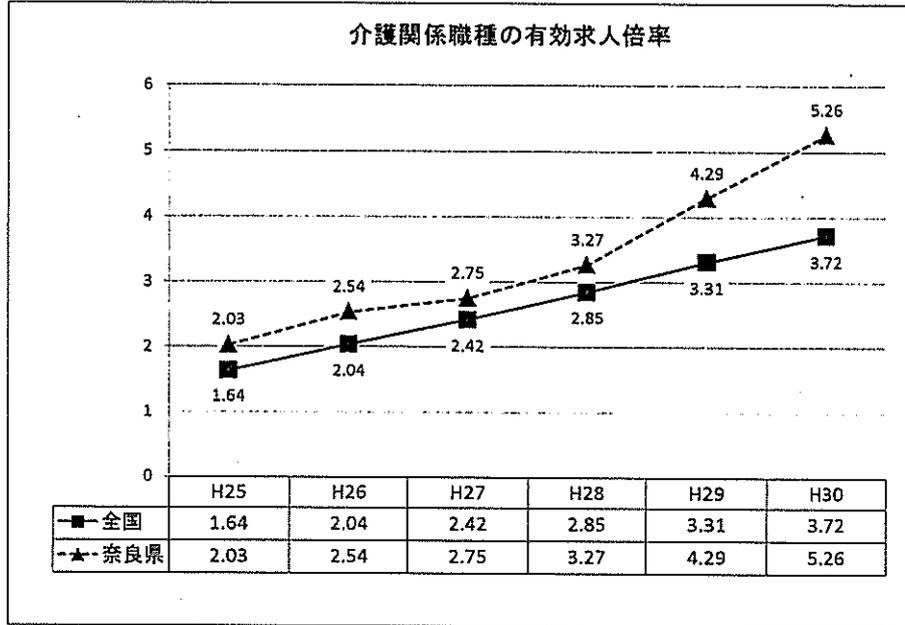
不足感を感じている事業所が6割以上となっており、従業員の確保が引き続き必要となっています。



出典：介護労働安定センター「介護労働実態調査」

(3) 介護関係職種の有効求人倍率

介護関係職種の有効求人倍率は、平成25年に比べ3.23ポイント増加し、全国平均を上回る水準が続いています。



出典：厚生労働省 一般職業紹介状況（「職業安定業務統計」）

(4) 保育関係職種の有効求人倍率

保育関係職種の有効求人倍率は、全国に比べて0.66ポイント低くなっています。

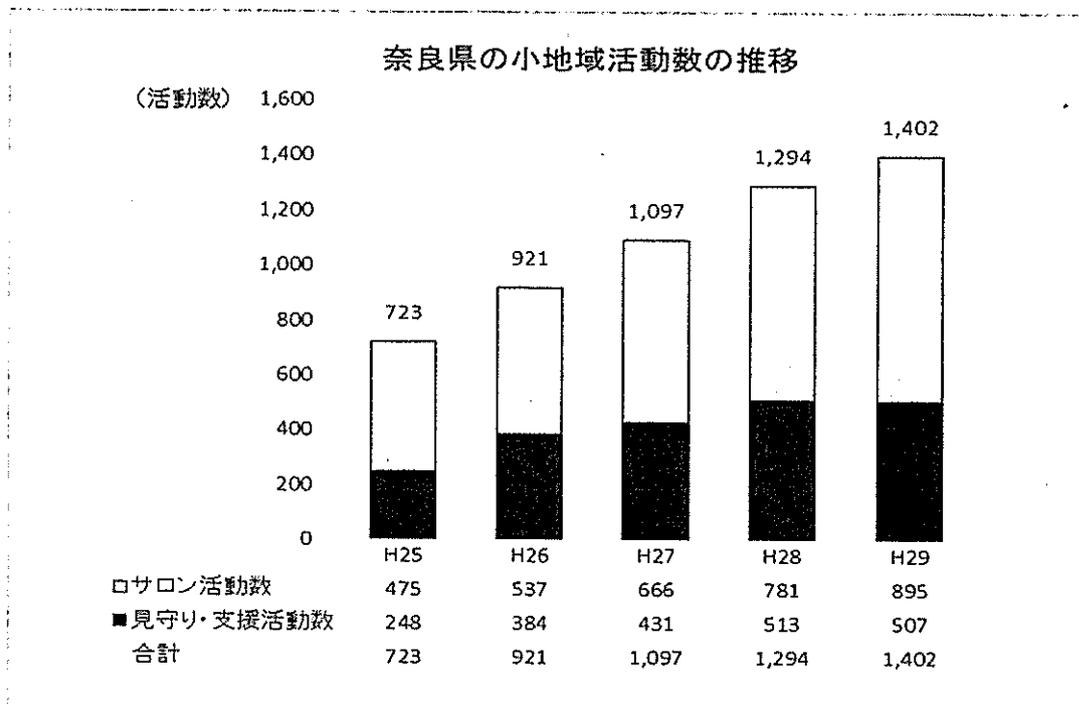
一般職業紹介状況(保育士)(平成30年1月)

	新規求職申込件数	有効求職者数	新規求人数	有効求人数	就職件数	有効求人倍率
全国	5,505	17,150	20,689	57,963	1,781	3.38
奈良	77	204	211	554	12	2.72

出典：厚生労働省 一般職業紹介状況（「職業安定業務統計」）

(5) 奈良県の小地域福祉活動の取り組み状況

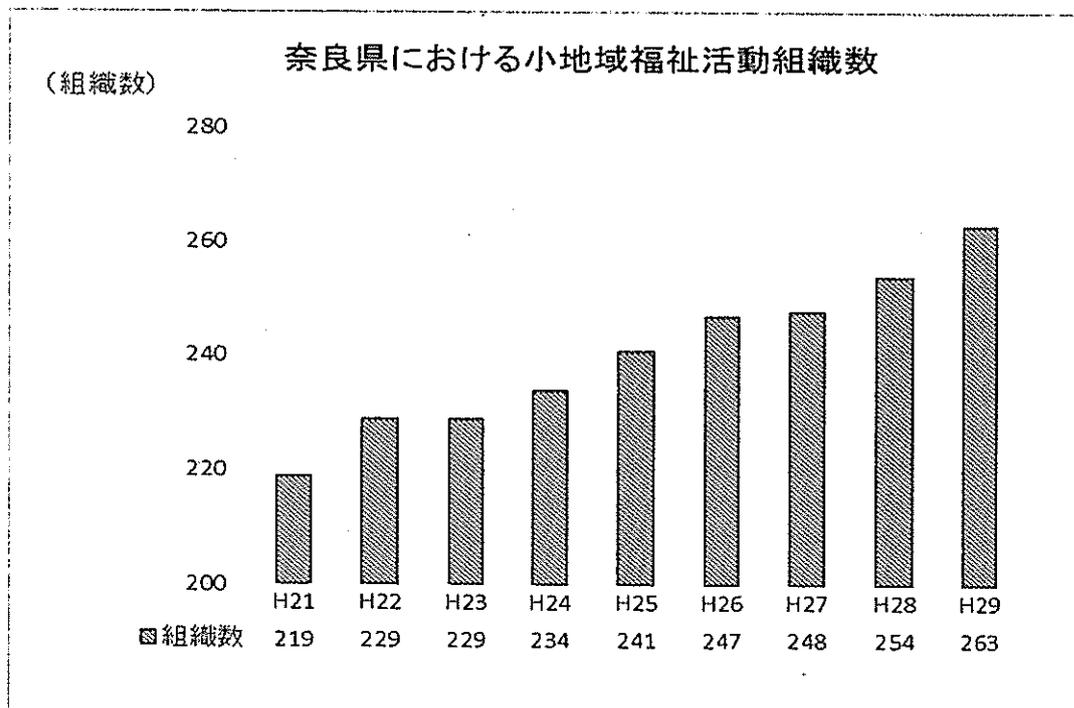
高齢者の増加、独居世帯の増加が見込まれることから、地域住民が集まれる場所＝サロンや、地域での見守り活動が重要であり、その数は年々増加しています。



※H25 は見守りのみ、H26～支援活動調査あり
出典：奈良県社会福祉協議会集計

(6) 住民の主体的な活動を支える組織数の推移

地区社協、地域福祉推進委員会、小地域ネットワーク等の名称により、地域の福祉課題を協議し、活動を進める小地域活動組織は年々増加しています。

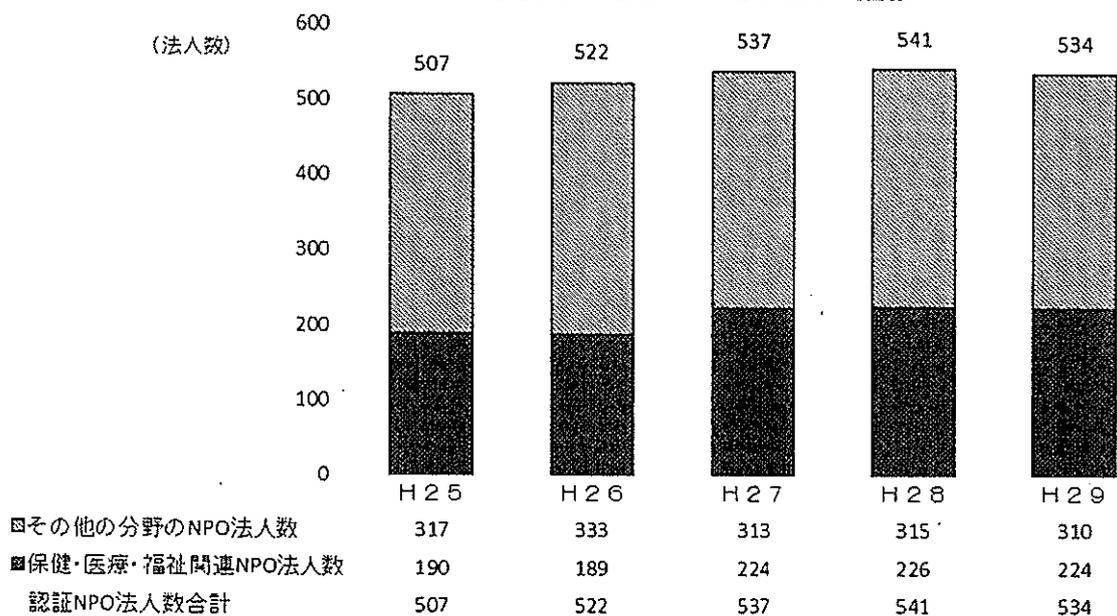


※H25 は見守りのみ、H26～支援活動調査あり
出典：奈良県社会福祉協議会集計

(7) 奈良県認証NPO法人数の推移

地域の多様なニーズに対応するため、NPO法人は増加傾向となっており、その中で「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を行うNPO法人も同様に増加傾向となっています。

奈良県の認証NPO法人数の推移



出典：県青少年社会活動推進課集計

4 地域福祉計画の策定状況

(1) 県内の市町村地域福祉計画策定状況

平成30年8月30日現在の策定済み市町村は12市町村となっており、今後策定予定の市町村は16市町村、策定未定の市町村は11市町村となっています。

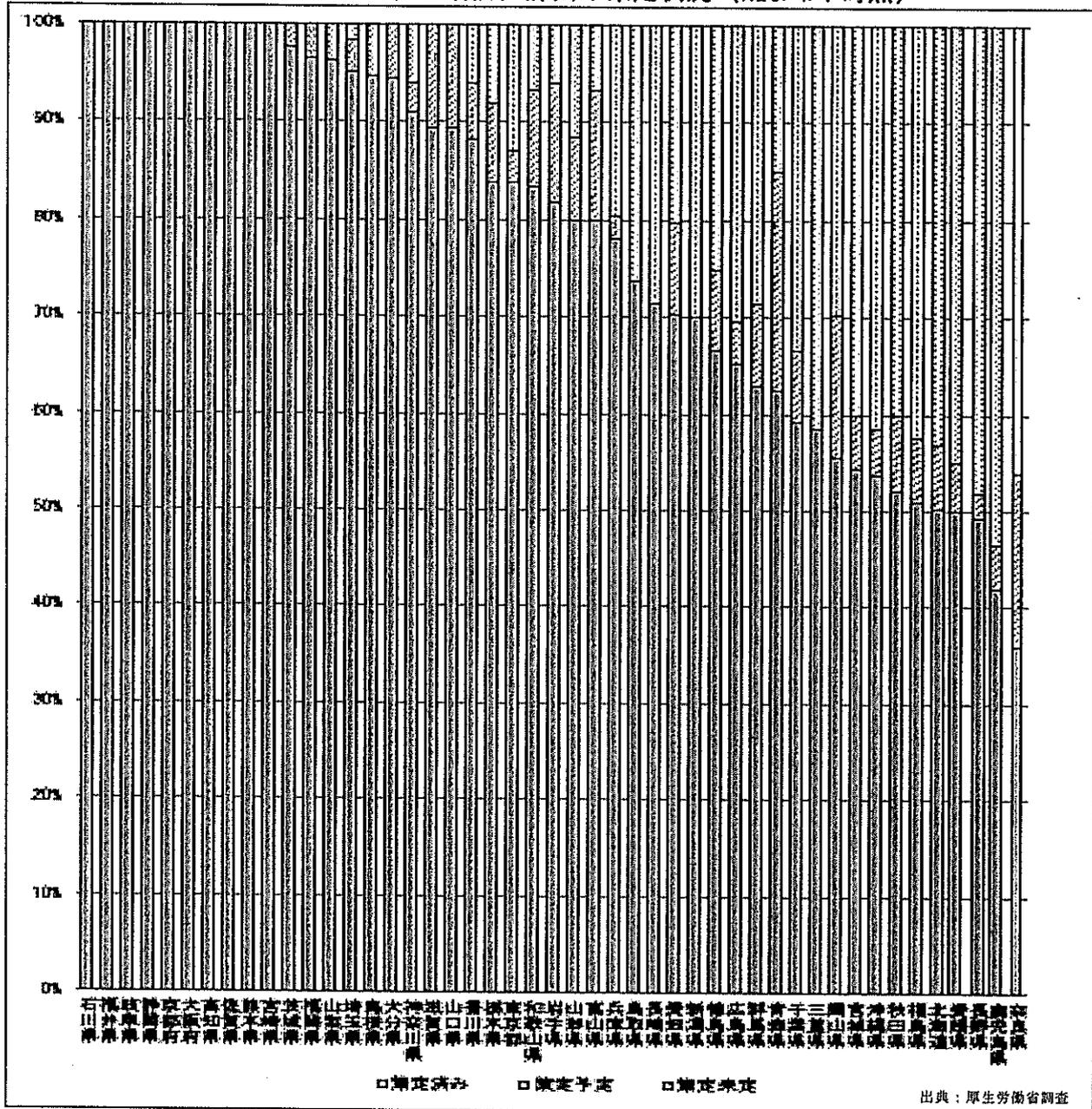
策定済(12)		策定予定(16)		策定未定(11)
市町村名	策定年月	市町村名	予定年月	市町村名
奈良市	H29.3	大和郡山市	H31.3	大和高田市
橿原市	H26.3	五條市	H32.3	天理市
桜井市	H30.3	葛城市	H32.3	御所市
香芝市	H28.3	宇陀市	H32.3	生駒市
平群町	H30.3	斑鳩町	H31.3	山添村
川西町	H29.3	三宅町	H32.3	三郷町
田原本町	H30.3	御杖村	H33.3	安堵町
明日香村	H30.3	広陵町	H31.3	曾爾村
上牧町	H28.3	吉野町	H32.3	高取町
王寺町	H28.3	黒滝村	H32.3	河合町
大淀町	H27.3	野迫川村	H32.3	下市町
天川村	H27.3	十津川村	H32.3	
		下北山村	H32.3	
		上北山村	H32.3	
		川上村	H32.3	
		東吉野村	H32.3	

※網掛けは、過去に地域福祉計画を策定したものの未改定の状態となっている市町村

(2) 全国の市町村地域福祉計画策定状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の策定率は、全国の市町村では 74.0%、奈良県は 35.9%と全国最下位となっています。

都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況 (H29.4.1時点)



※厚生労働省調査では、未改定の市町村も策定済みに含む。